

第4次湖西市地域福祉(活動)計画 素案

令和4年8月

**湖西市
湖西市社会福祉協議会**

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 地域福祉とは.....	1
2 踏まえるべき社会潮流.....	1
3 計画の位置付け.....	4
4 計画の期間.....	5
5 策定の体制.....	6
6 地域の範囲.....	6
第2章 湖西市の現状と課題.....	7
1 統計からみる湖西市の状況.....	7
2 アンケートからみる湖西市の状況.....	22
3 関係団体アンケート結果.....	30
4 地域懇談会からの意見.....	32
第3章 計画の基本構想.....	33
1 計画の基本理念.....	33
2 計画の基本目標.....	33
基本目標1 地域福祉意識の醸成と交流の推進.....	33
基本目標2 地域で支え合う仕組みづくり.....	33
基本目標3 人にやさしい環境づくり.....	33
3 施策体系.....	34
第4章 基本計画.....	35
基本目標1 地域福祉意識の醸成と交流の推進.....	35
基本目標2 地域で支え合う仕組みづくり.....	41
基本目標3 人にやさしい環境づくり.....	51

第1章 計画の策定にあたって

1 地域福祉とは

地域福祉とは、住民同士で支え合いながら、安心して幸せに自分らしく暮らせるような地域をつくることです。

そのためには、住民、福祉関係団体、社会福祉協議会、行政等がお互いに協力し、それぞれの役割を持ちながら、地域の課題を解決していくことが求められます。

2 踏まえるべき社会潮流

(1) 地域共生社会の実現に向けて

近年、人口減少や少子高齢化、核家族化の進行、デジタル化など、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。また、価値観やライフスタイルが多様化する中、地域でのつながりが希薄化し、支え合いの基盤が弱まってきています。

また、子育てと親や親族の介護を同時に担う「ダブルケア」、80代の親がひきこもりの50代の子どもの生活を支える「8050問題」、本来大人が行うとされる家事や家族の世話をする「ヤングケアラー」など、福祉課題が複合化・複雑化し、既存の支援制度では対応が困難であるケースが表面化してきています。

国では、こうした社会状況を踏まえ、制度の枠組みにとらわれず一人ひとりが自分らしく地域で活躍し、支え合い、助け合いながら生活を送ることができる「地域共生社会」の実現に向けて取組を進めています。

(2) 包括的な支援体制の概要

地域共生社会の実現に向けた取組の一つとして、平成 29 年 5 月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、社会福祉法が一部改正（平成 30 年 4 月施行）されました。

■改正社会福祉法の概要（平成 30 年 4 月施行）

①地域福祉推進の理念を規定

○支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す

②包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

○地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備

○住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制

○主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

③地域福祉計画の充実

○市町村の地域福祉計画の策定が努力義務とされる

○福祉の各分野における上位計画として位置付けられる

(3) 重層的支援体制整備事業の創設

令和 3 年 4 月に施行された改正社会福祉法では、包括的な支援体制の構築のため、重層的支援体制整備事業の創設が明記されました。「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を高年齢福祉、障がい福祉、児童福祉等の分野を横断して一体的に行うものです。

■重層的支援体制整備事業の概要

断らない相談支援	<ul style="list-style-type: none">・ 属性に関わらず、地域の様々な相談を受け止め、対応する、または関係機関につなぐ機能・ 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能・ 継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能
参加支援	<ul style="list-style-type: none">・ 狭間のニーズに対応できるよう、本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会のつながりを回復する支援
地域づくりに向けた支援	<ul style="list-style-type: none">・ 地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援・ 住民同士が出会い、参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援・ 互いに支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能

(4) SDGsへの取組について

平成27年9月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標としてSDGs（持続可能な開発目標）が採択されました。SDGsは、令和12年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現のため、17の目標と169のターゲットから構成されています。

福祉分野においては、全国的に既存の支援体制だけでは対応しきれない福祉課題の多様化・複雑化がみられる中、「誰一人取り残さない」SDGsの視点を踏まえた施策の展開が求められます。

また、第6次湖西市総合計画では、『「ひと・自然・業（わざ）」がつながり 未来へ続くわがまちKOSAI』というキャッチフレーズのもと、SDGsの視点を取り入れ、持続可能なまちづくりを進めています。こうした点を踏まえ、「第4次湖西市地域福祉（活動）計画に」（以下、本計画という）においても、第6次湖西市総合計画と連動し、SDGsの理念やビジョンの視点を取り入れ、施策の展開を図ります。

■本計画で関連のあるゴール

- 「目標1 貧困をなくそう」
- 「目標2 飢餓をゼロに」
- 「目標3 すべての人に健康と福祉を」
- 「目標4 質の高い教育をみんなに」
- 「目標17 パートナーシップで目標を達成しよう」

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(5) 湖西市の動きと計画策定の趣旨

湖西市（以下、本市という）では、地域福祉計画・地域福祉活動計画に関して、行政では平成17年3月に第1次地域福祉計画を、社会福祉法人湖西市社会福祉協議会（以下、社協という）では平成11年3月に第1次地域福祉活動計画を策定し、その後計画を見直しながら地域福祉を推進してきました。

このたび、平成30年3月に本市で策定した「第3次湖西市地域福祉計画」、社協の「第4次湖西市地域福祉活動計画」が令和4年度に計画期間が終了することから、令和5年度から令和9年度までの5年間の本市の地域福祉施策の方向性を定める「第4次湖西市地域福祉（活動）計画」として策定します。

3 計画の位置付け

(1) 計画の法的根拠

『地域福祉計画』は、社会福祉法第 107 条に基づく市町村地域福祉計画であり、福祉分野の上位計画として、「本市の将来を見据えた地域福祉の理念や推進に向けての基本的な方向を定める計画」です。

一方、社会福祉法第 109 条において、地域福祉の推進を図る団体と定義されている社会福祉協議会が策定する『地域福祉活動計画』は、「住民や福祉・保健等の関係団体・事業者が、地域福祉推進に関わるための具体的な活動の計画」です。

なお、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に基づき策定する『成年後見制度利用促進計画』、再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条第 1 項に基づき策定する『地方再犯防止推進計画』の内容を含めるものとします。

■社会福祉法（令和 3 年 4 月 1 日一部改正）

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

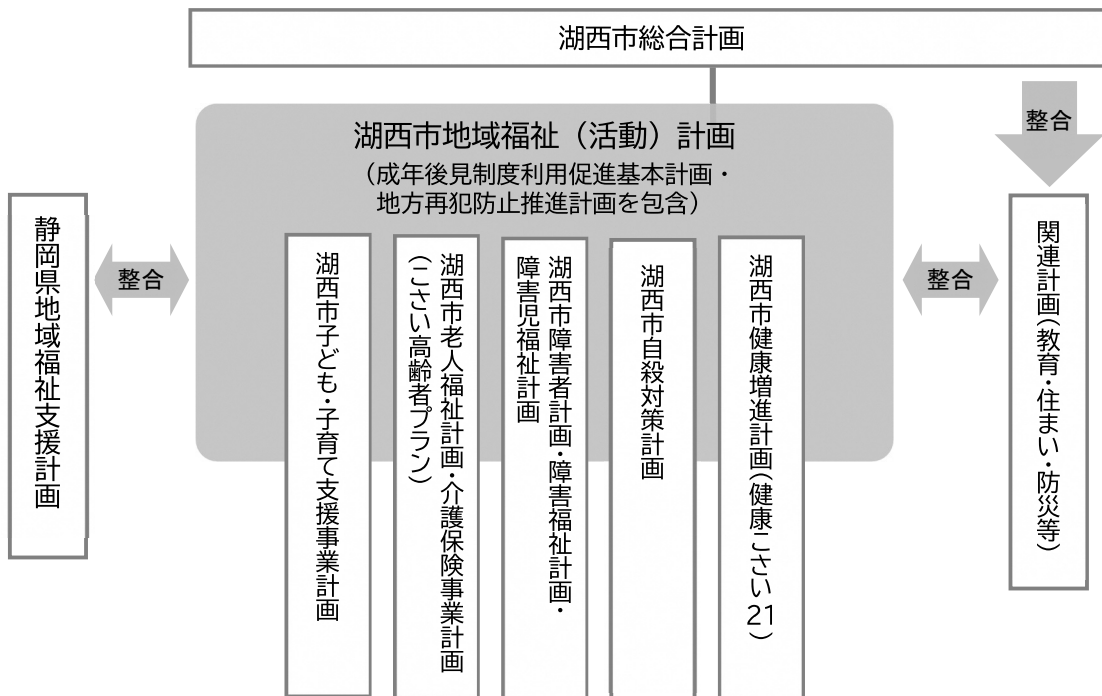
- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定

地域福祉を推進するには、住民による助け合い・支え合いの取組が連携し、包括的な支援体制を構築していくことが重要です。地域福祉の理念を定め、そのための基盤や体制づくりの方向性を示す地域福祉計画と、それを実現するための具体的な取組を示す地域福祉活動計画は、地域福祉を推進するための車の両輪と言えます。本市では地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定し、地域福祉の理念と実践を共有しながら、地域福祉施策の効果的な推進を図ります。

(3) 関連計画との整合

本計画は、本市の最上位である総合計画と整合を図り、福祉分野の上位計画として位置付けます。



4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	(年度)				
第3次湖西市地域福祉計画					第4次湖西市地域福祉（活動）計画 （本計画）									
				策定										
第4次湖西市地域福祉活動計画														

5 策定の体制

本計画は、住民や団体、事業者の意見等をお聞きしながら、国における地域福祉に係る制度改正等を踏まえ策定します。

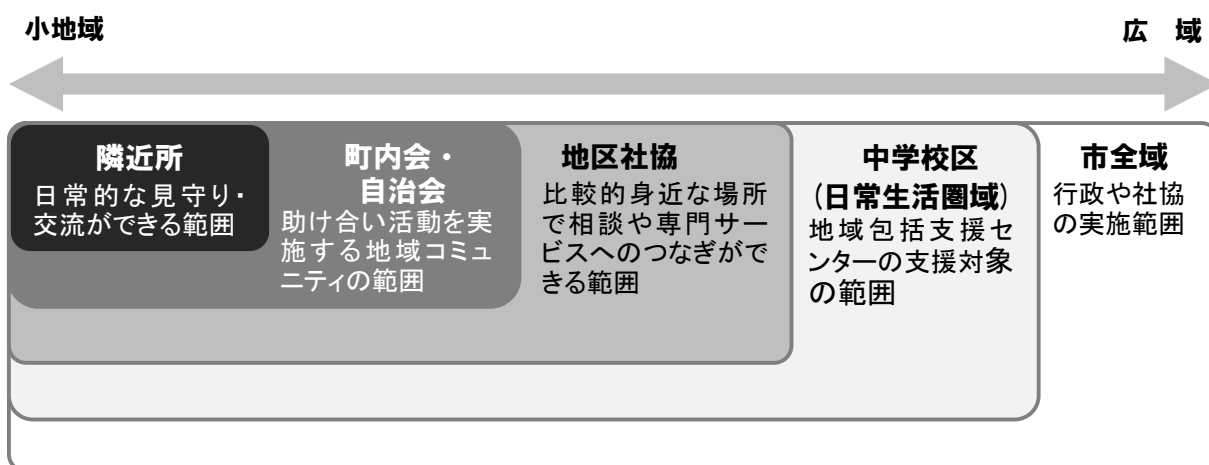
区分	内容
市民意識調査	市内 15 歳以上の 2,000 人を対象に実施。各分野の課題や必要な施策等を把握するために実施。(郵送配布・郵送回収)
関係団体アンケート調査	市内で福祉活動を行うボランティア団体を対象に実施。各分野の課題や必要な施策等を把握するために実施。(郵送配布・郵送回収)
専門機関アンケート調査	市内の福祉関係の専門機関を対象に実施。各分野の課題や必要な施策等を把握するために実施。(電子メール送付・電子メール回収)
地域懇談会	民生委員・児童委員、自治会長、各地区社協役員等地域の福祉関係者を対象に、各分野の課題や必要な施策等を把握するために実施。(感染対策を行った上で対面により実施)
パブリックコメント	計画素案が完成した時点で、ウェブサイト等により計画に対する住民意見を募る。
策定委員会	地域住民団体、福祉関係団体等から構成し、計画の策定に関する検討を行う。

6 地域の範囲

地域福祉の推進にあたり、「地域」のとらえ方や地域活動の範囲は、地域の課題や取組の大きさ、範囲によって、その時々で異なります。

本計画では、地域の範囲を市全域、日常生活圏域、地区社協、町内会・自治会、隣近所と重層的にとらえ、適切な範囲で取組を推進します。

■地域の範囲の捉え方



第2章 湖西市の現状と課題

1 統計からみる湖西市の状況

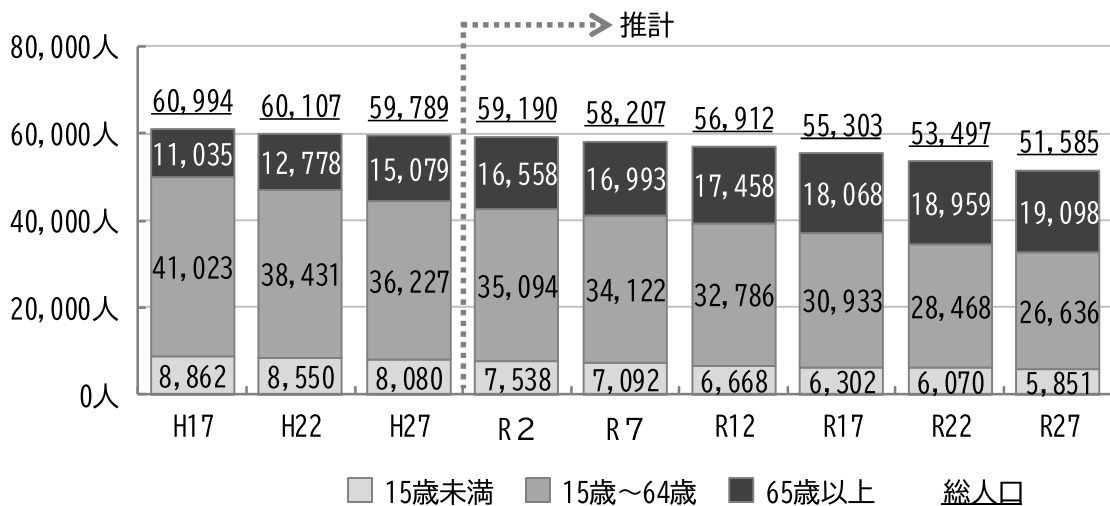
(1) 人口・世帯の状況

総人口は減少傾向で推移しており、平成27年には59,789人となっています。今後の推計をみると、減少傾向が見込まれています。

年齢3区分別人口割合は、15歳未満の年少人口、15歳～64歳の生産年齢人口が減少傾向にある一方、65歳以上の老年人口は増加傾向にあります。今後の推計をみると、同様の傾向となっており、令和12年には、高齢化率30%を超える見込みとなっています。

なお、令和2年の国勢調査による総人口は57,885人（15歳未満6,973人、15歳～64歳34,646人、65歳以上16,070人（高齢化率27.9%）、年齢不詳196人）であり、同年の推計値をいずれも下回っています。

■人口の推移と推計

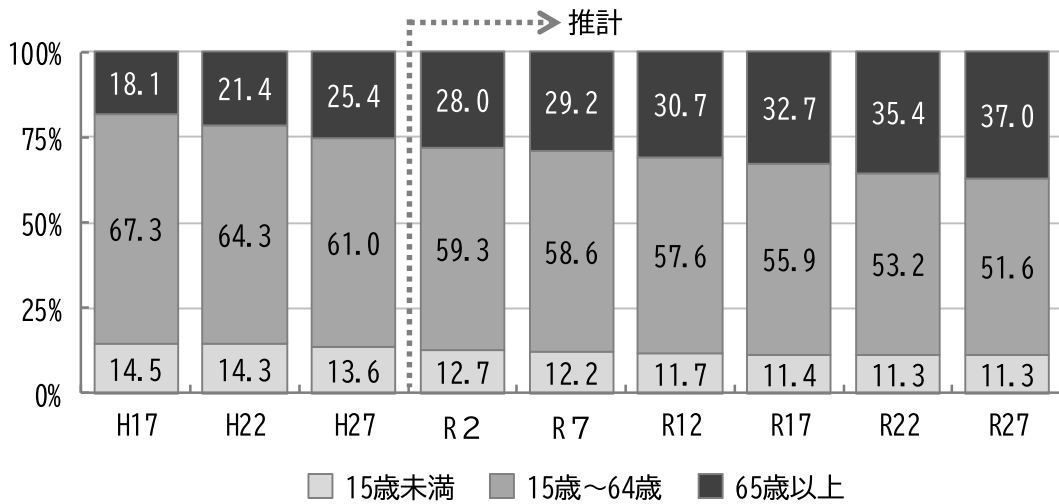


資料：地域包括ケア「見える化」システム

平成12年から平成27年：総務省「国勢調査」

令和2年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」

■年齢3区分別人口割合の推移と推計



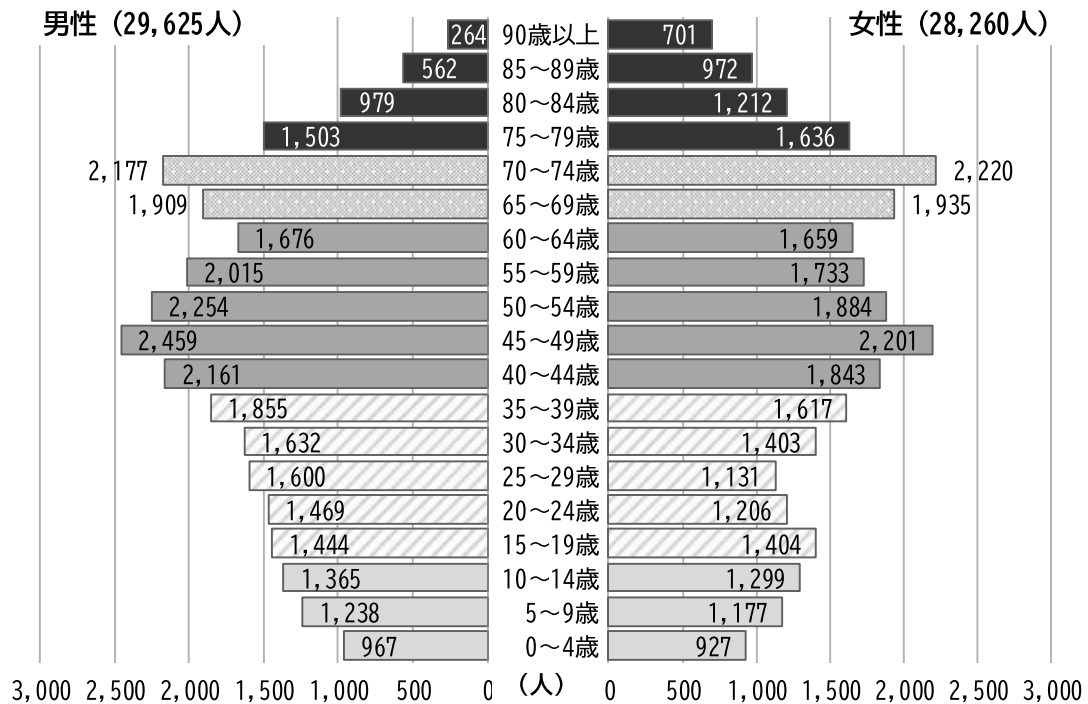
資料：地域包括ケア「見える化」システム

平成12年から平成27年：総務省「国勢調査」

令和2年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」

令和2年の男女別・年齢階層別人口は、男性では40歳代後半から50歳代前半で、女性では40歳代後半と70歳代前半で、それぞれ人口が多くなっています。なお、64歳以下では、男性が女性の人口数を上回っています。

■男女別・年齢階層別人口（令和2年）

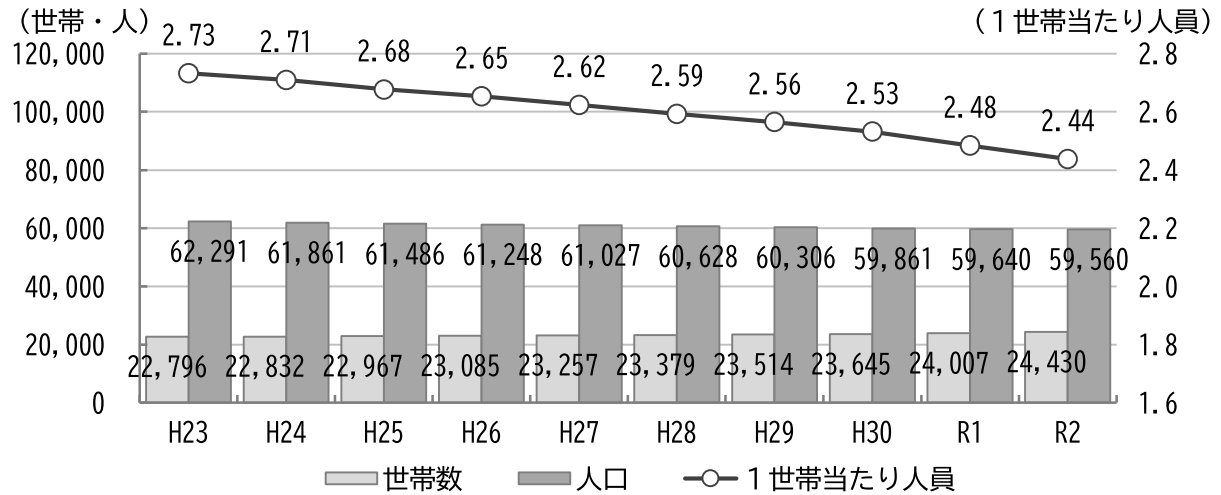


※性別の合計は、年齢不詳の男性96人、女性100人を含む。

資料：国勢調査

住民基本台帳による一般世帯数は概ね増加傾向にあり、令和3年3月31日現在 24,430 世帯となっている一方で、1世帯当たり人員は 2.44 人と、平成 23 年以降減少傾向にあります。

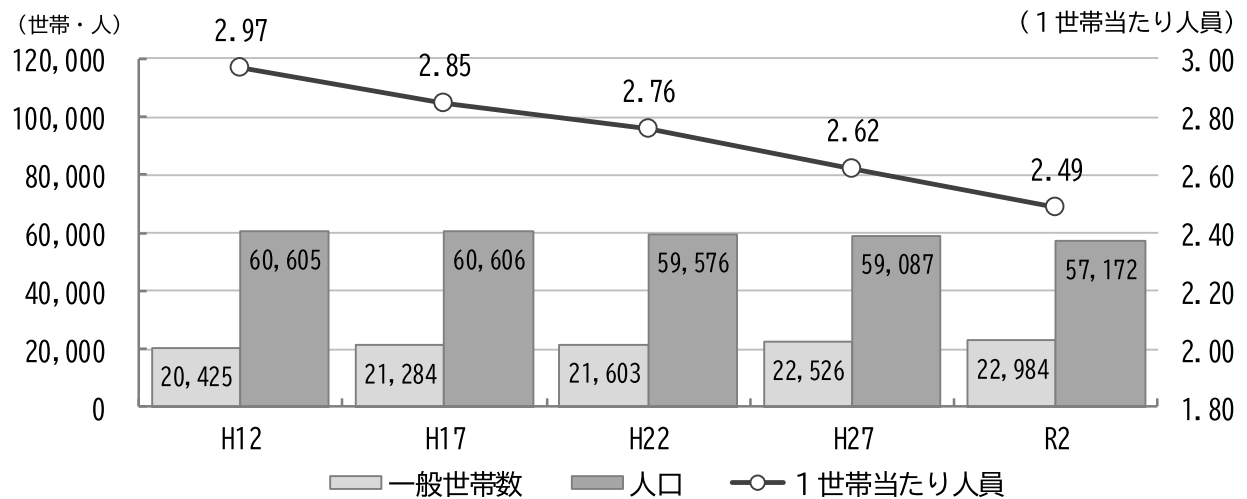
■世帯数・1世帯当たり人員数の推移



時点：各年3月31日現在
資料：湖西市統計書

国勢調査による一般世帯数は増加傾向にあり、令和2年には 22,984 世帯となっている一方で、1世帯当たり人員は 2.49 人と、平成 12 年以降減少傾向にあります。

■世帯数・1世帯当たり人員数の推移（国勢調査）



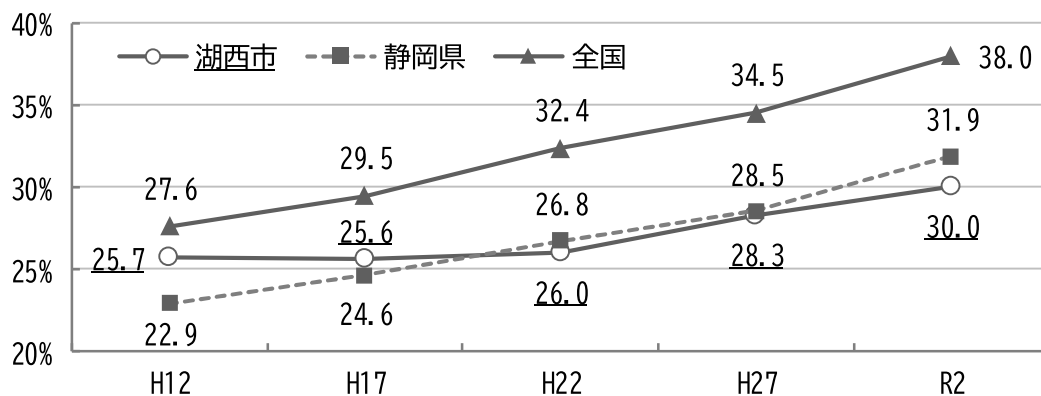
資料：国勢調査

家族類型別割合の推移について、単独世帯数割合は緩やかに増加しており、令和2年には30.0%となっています。全国及び静岡県と比較すると、平成12年以降で全国を、静岡県は平成22年以降、それぞれ下回って推移しています。

高齢者のいる世帯割合は、一貫して増加しており、令和2年には44.4%となっています。全国及び静岡県と比較すると、平成12年以降で静岡県を下回って推移しているものの、平成22年には全国を上回って推移しています。

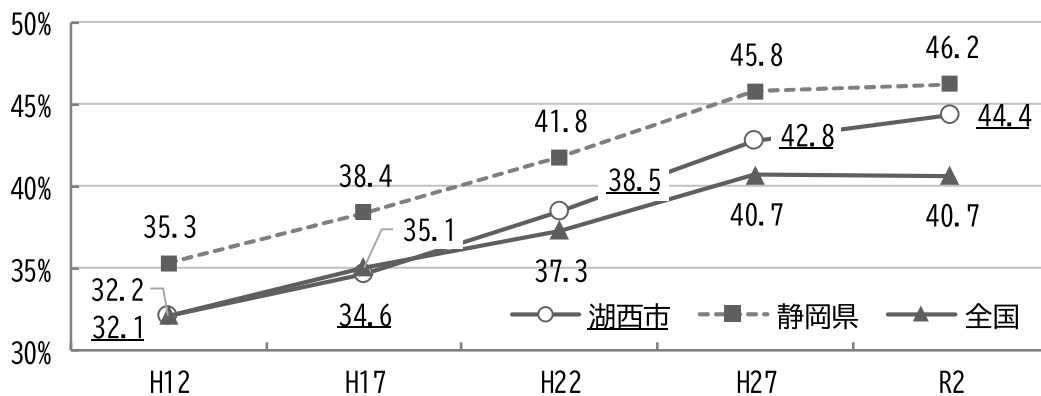
■家族類型別割合の推移（全国・静岡県との比較）

●単独世帯数割合



資料：国勢調査

●高齢者のいる世帯割合



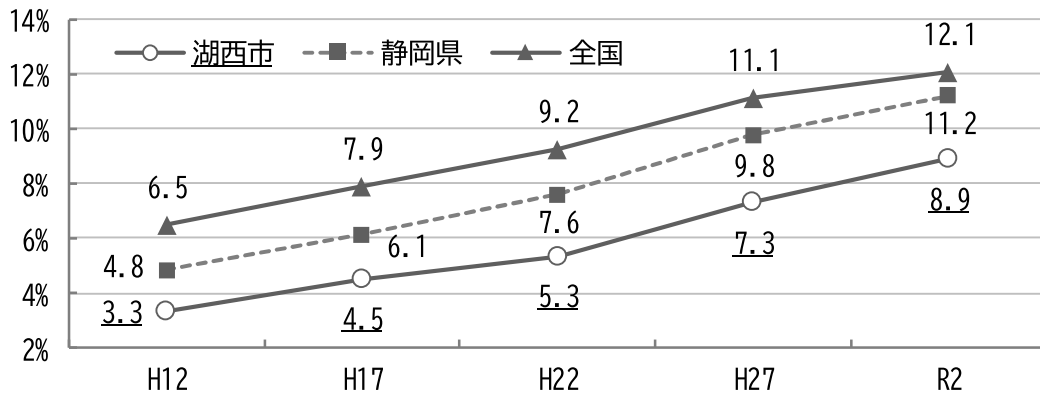
※「高齢者を含む世帯」とは、一般世帯のうち、65歳以上の世帯員が1人以上いる世帯を意味します。

資料：国勢調査

65歳以上の高齢単身者世帯割合は一貫して増加しており、令和2年には8.9%となっています。全国及び静岡県と比較すると、平成12年以降で全国及び静岡県を、それぞれ下回って推移しています。

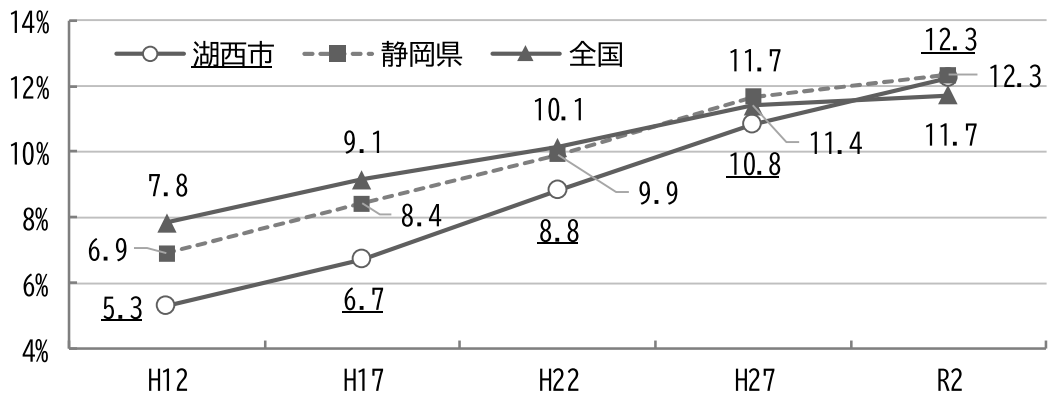
高齢夫婦のみの世帯割合は一貫して増加しており、令和2年には12.3%となっています。全国及び静岡県と比較すると、平成12年以降で全国及び静岡県をそれぞれ下回って推移していたものの、令和2年には全国を上回り、静岡県と同率となっています。

● 65歳以上の高齢単身者世帯割合



資料：国勢調査

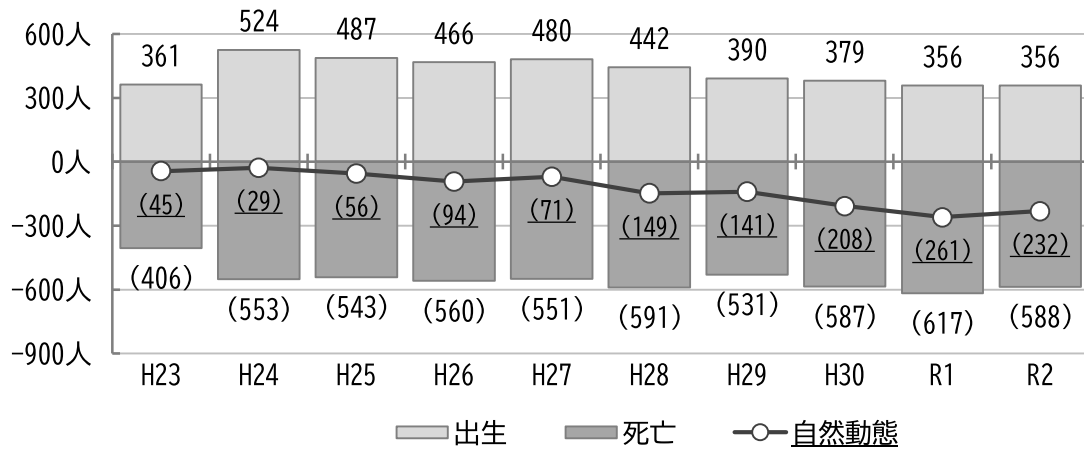
● 高齢夫婦のみの世帯割合



※高齢夫婦：夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦。
資料：国勢調査

自然動態は、令和2年で出生数が356人、死亡数が588人で232人の自然減となっており、平成23年以降、一貫して自然減となっています。

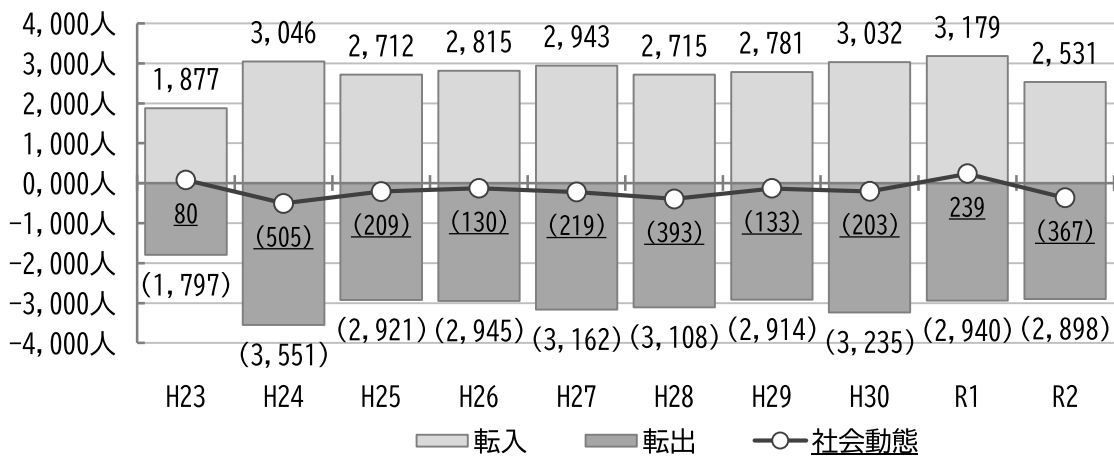
■自然動態の推移



資料：湖西市統計書

社会動態は、令和2年で転入数が2,531人、転出数が2,898人で367人の社会減となっており、平成23年以降、概ね社会減となっています。

■社会動態の推移

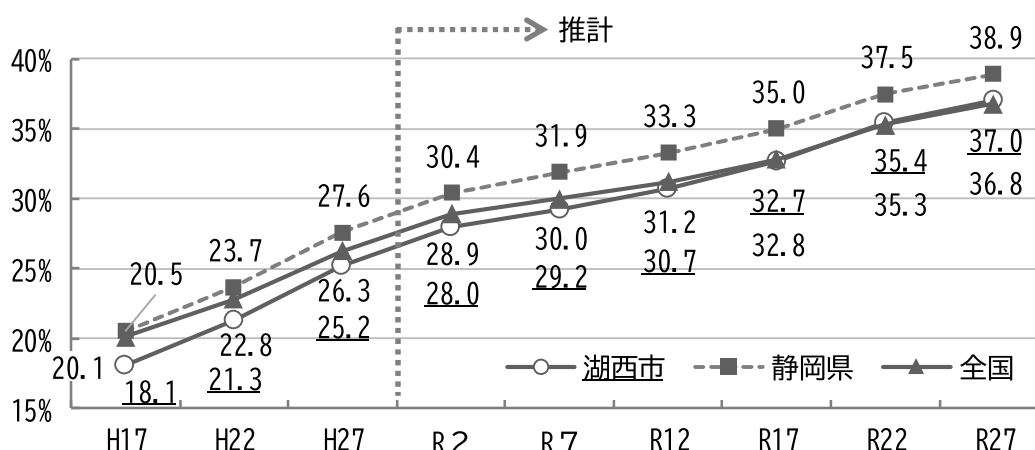


資料：湖西市統計書

(2) 高齢者の状況

高齢化率は、増加傾向で推移しており、平成 27 年には 25.2%となっています。今後の推計をみると、増加傾向が見込まれています。全国及び静岡県と比較すると、平成 27 年までの実績値においては全国及び静岡県をそれぞれ下回って推移してるものの、今後の推計をみると、令和 17 年に静岡県を上回る見込みとなっています。

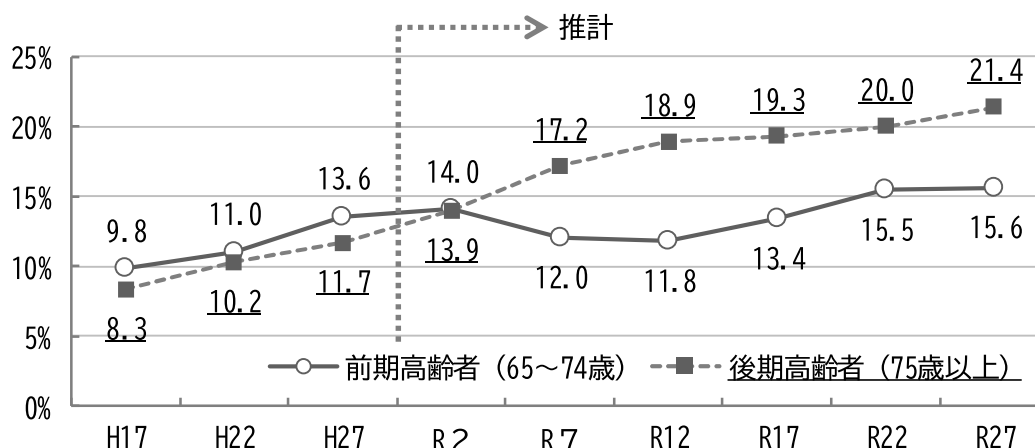
■高齢化率の推移と推計（全国・静岡県との比較）



資料：地域包括ケア「見える化」システム
 平成 12 年から平成 27 年：総務省「国勢調査」
 令和 2 年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年推計）」

前期・後期高齢者の割合は、平成 27 年まで大差なく推移しており、令和 2 年まで同様の傾向の見込みとなっています。なお、後期高齢者は一貫して増加傾向で推移しており、今後の推計も増加が見込まれています。一方、前期高齢者は、令和 7 年には後期高齢者と割合が逆転して下回って推移する見込みとなっています。

■前期高齢者・後期高齢者の総人口に占める割合の推移と推計

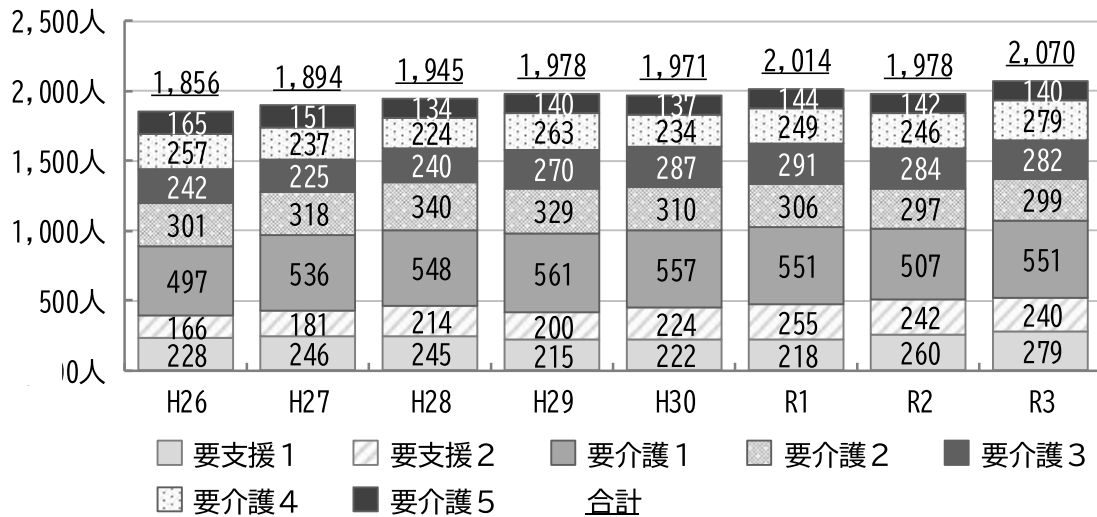


資料：地域包括ケア「見える化」システム
 平成 12 年から平成 27 年：総務省「国勢調査」
 令和 2 年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年推計）」

要支援・要介護認定者数の合計は、概ね 2,000 人前後で推移しており、いずれも要介護 1 の認定者数が最も多くなっています。

要支援・要介護認定者割合は、要介護 2 で割合がやや低くなっているものの、大きな変化はみられません。

■要支援・要介護認定者数の推移



時点：各年 3 月 31 日現在

資料：地域包括ケア「見える化」システム（各年

平成 25 年度から令和元年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」

令和 2 年度：「介護保険事業状況報告（3 月月報）」

令和 3 年度：直近の「介護保険事業状況報告（月報）」

■要支援・要介護認定者割合の推移



時点：各年 3 月 31 日現在

資料：地域包括ケア「見える化」システム

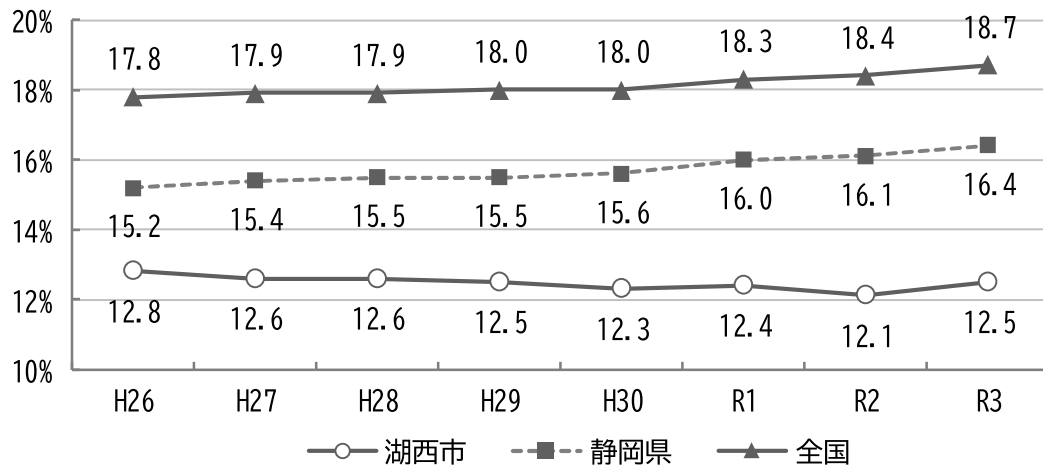
平成 25 年度から令和元年度…厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」

令和 2 年度…「介護保険事業状況報告（3 月月報）」

令和 3 年度…直近の「介護保険事業状況報告（月報）」

要支援・要介護認定率は、緩やかに減少傾向で推移しており、令和3年には12.5%となっています。全国及び静岡県と比較すると、全国及び静岡県をそれぞれ大きく下回って推移しています。

■要支援・要介護認定率の推移（全国・静岡県との比較）

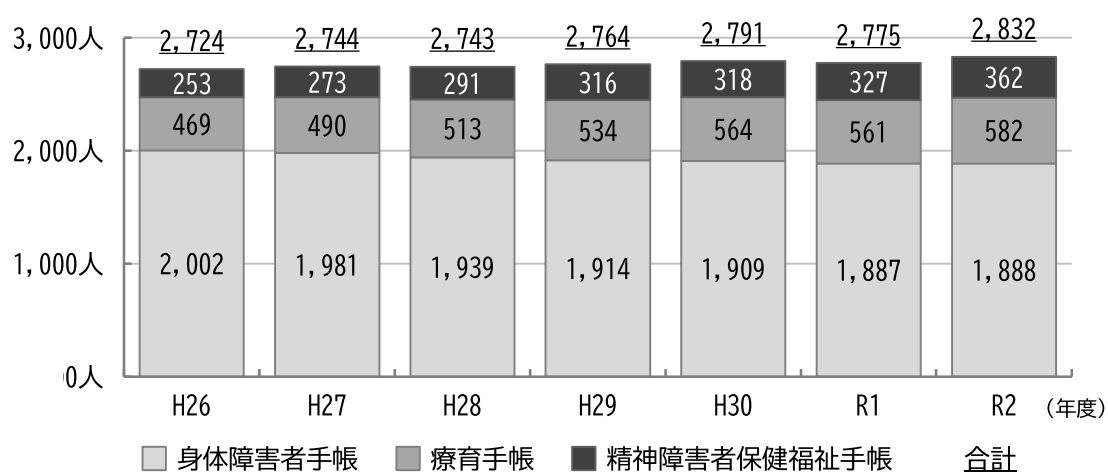


資料：地域包括ケア「見える化」システム
 平成12年から平成27年…総務省「国勢調査」
 令和2年以降…国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」

(3) 障がい者の状況

障害者手帳所持者数は増加傾向にあります。手帳別にみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあるものの、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の各所持者数は増加傾向にあります。

■障害者手帳所持者数の推移

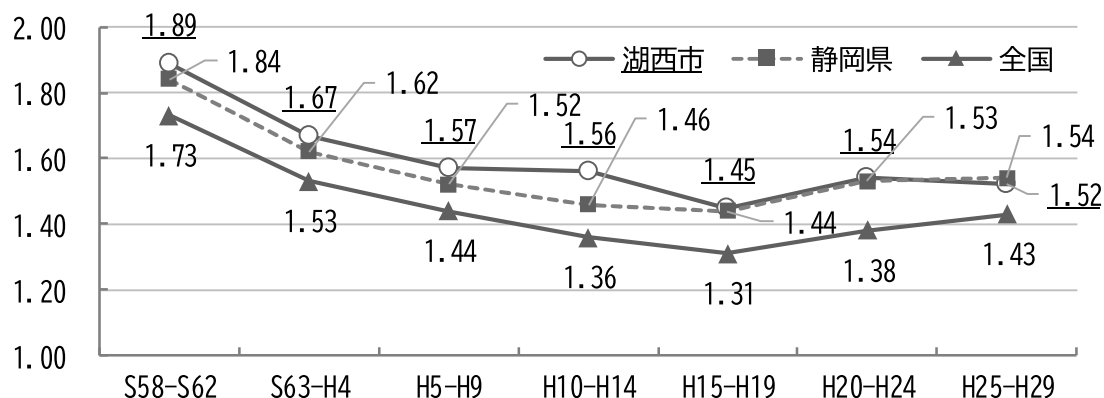


資料：平成 26 年度から令和元年…湖西市第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画
令和 2 年度…地域福祉課

(4) 子育ての状況

合計特殊出生率は、増減しながら減少傾向で推移しており、平成 25-29 年には 1.52 となっています。全国及び静岡県と比較すると、平成 20-24 年まで全国及び静岡県を上回っていたものの、平成 25-29 年には静岡県をわずかに下回っています。

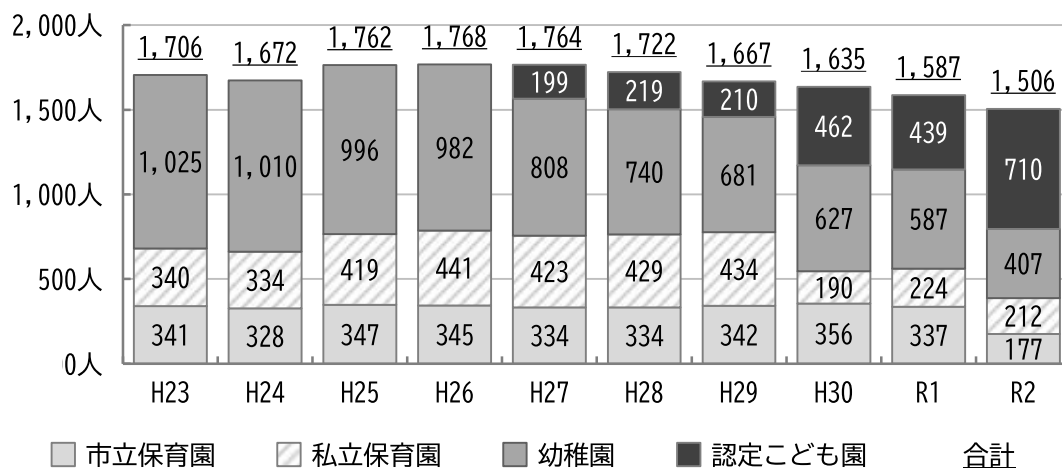
■合計特殊出生率の推移（全国・静岡県との比較）



※厚生労働省「人口動態統計」の出生数、総務省「国勢調査」の女性人口を用いて静岡県こども未来課が算出した値。H20-24 及びH25-29 は、厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」の公表値と一致。
資料：ふじのくに少子化突破戦略の新・羅針盤

保育園等の利用園児数の合計は、平成 26 年をピークに減少傾向となっています。令和 2 年での利用園児数は認定こども園が 710 人と、大幅に増えています。

■保育園、小規模保育事業、認定こども園、幼稚園の利用園児数の推移



時点：保育園）各年 4 月 1 日現在、幼稚園・認定こども園）各年 5 月 1 日現在

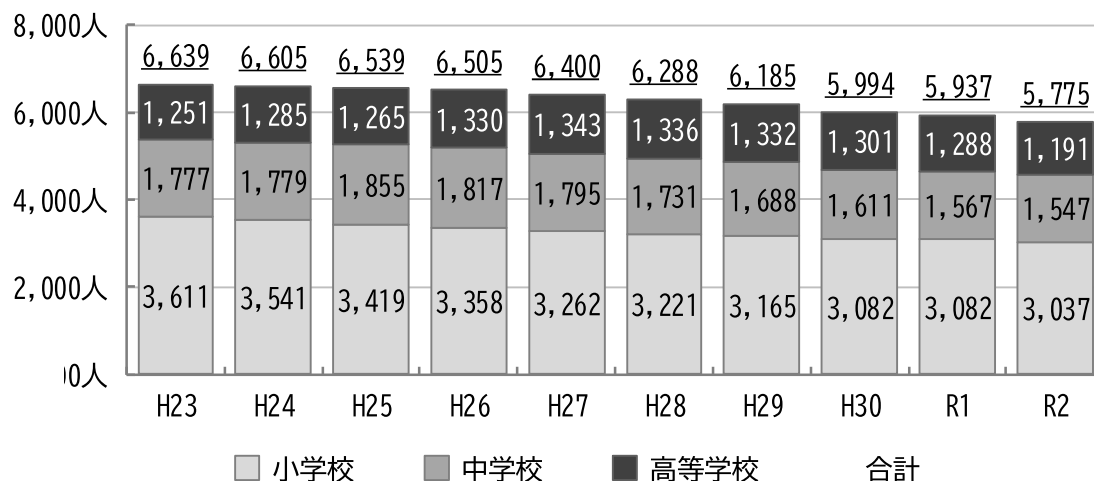
※保育園には、令和元年度より「小規模保育事業所」を含む。

※認定こども園は平成 27 年度以降。

資料：湖西市統計書

小学校から高等学校までの児童・生徒数の合計は、平成 23 年以降一貫して減少傾向となっています。

■小学校、中学校、高等学校に通う児童・生徒数の推移



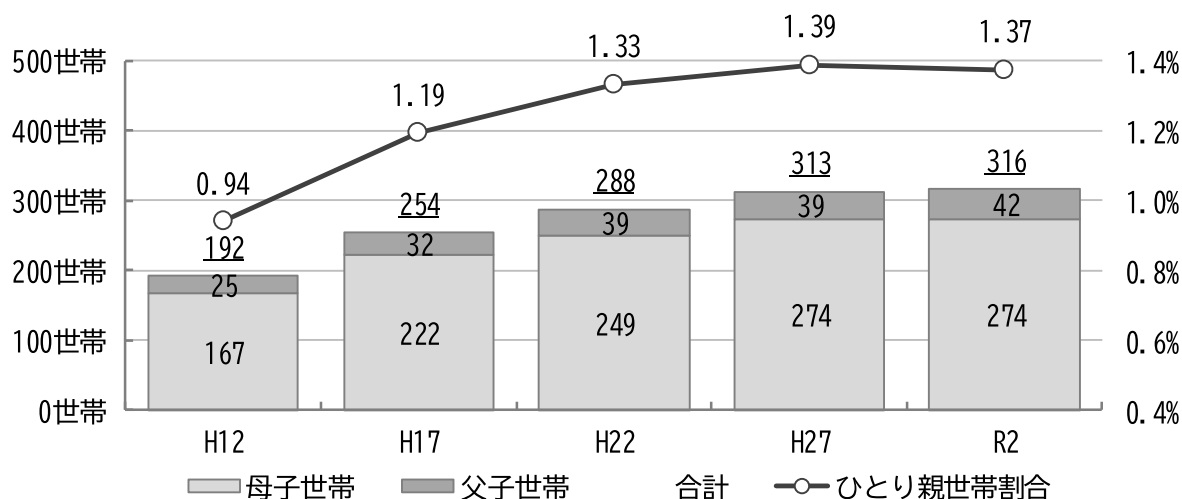
時点：各年 5 月 1 日現在

※高等学校は、全日制と定時制の合計である。

資料：湖西市統計書

ひとり親世帯の合計は、平成 12 年以降一貫して増加傾向にあります。母子世帯数とともに、父子世帯数も増加しています。

■ひとり親世帯（母子世帯・父子世帯）数及びひとり親世帯割合の推移

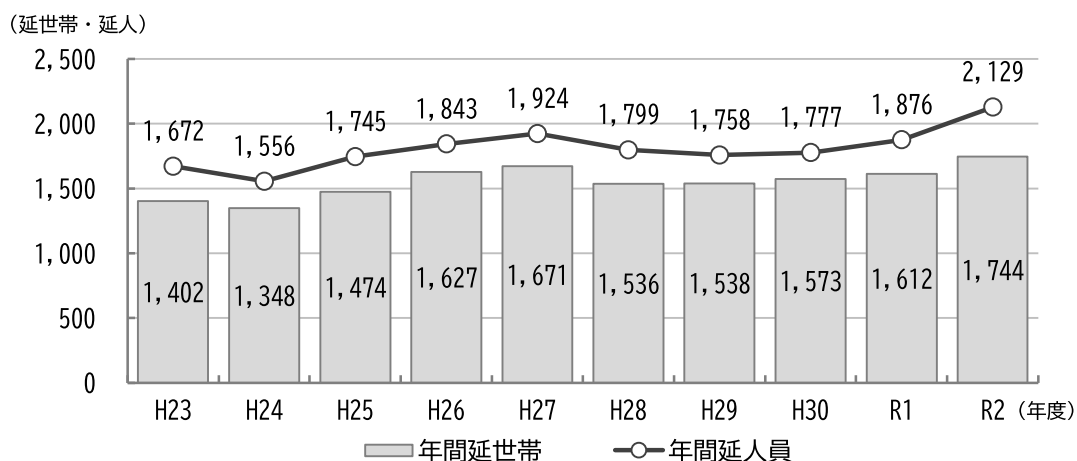


資料：国勢調査

(5) その他の状況

生活保護の年間延世帯数は、平成 26 年以降 1,500～1,600 世帯で推移しており、年間延人数は平成 27 年以降減少傾向にありましたが、平成 30 年に増加に転じており、令和 2 年度は 2,129 人となっています。

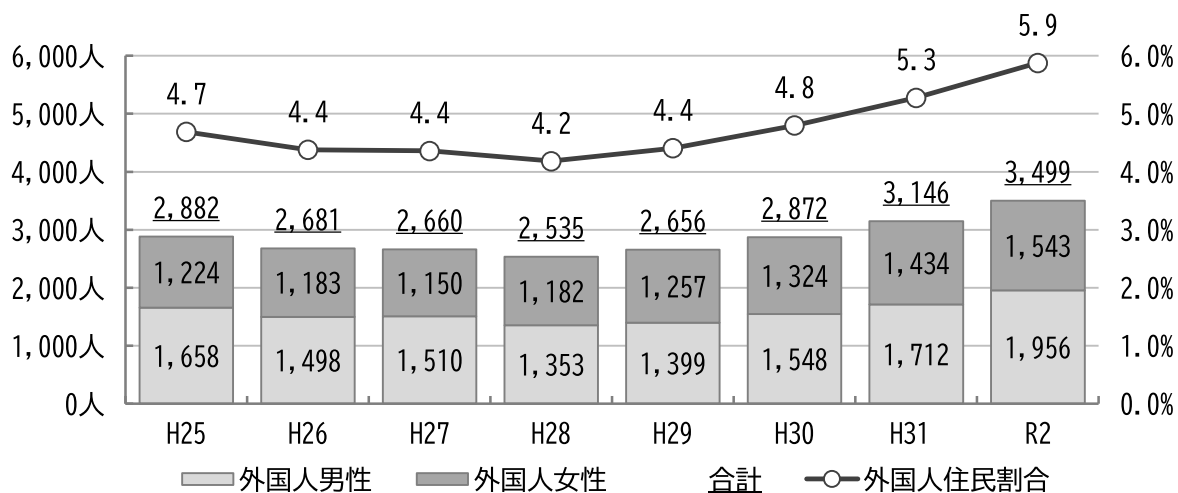
■生活保護世帯・人員数の推移（年間延数）



資料：平成 23 年から平成 30 年…湖西市統計書
令和元年から令和 2 年…地域福祉課

外国人市民数は、平成 29 年以降増加傾向にあり、令和 2 年では 3,499 人で、総人口に占める割合は 5.9%となっています。

■外国人市民数の推移

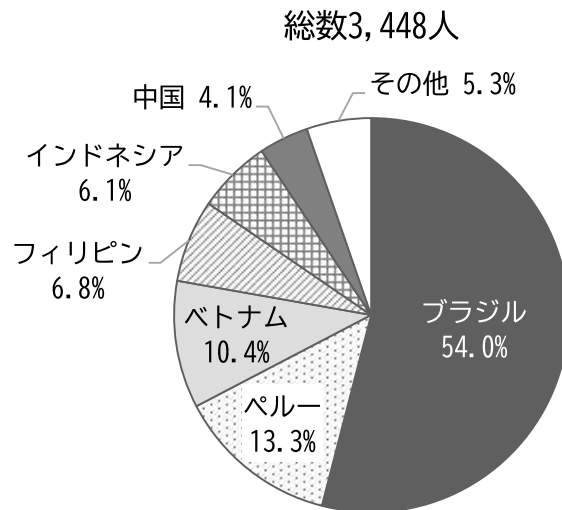


時点：各年 3 月 31 日現在

資料：湖西市統計書

外国人市民の国籍別割合は、ブラジルが 54.0%と最も高く、次いでペルー13.3%、ベトナム 10.4%となっています。

■外国人市民の国籍別割合（令和2年3月31日現在）



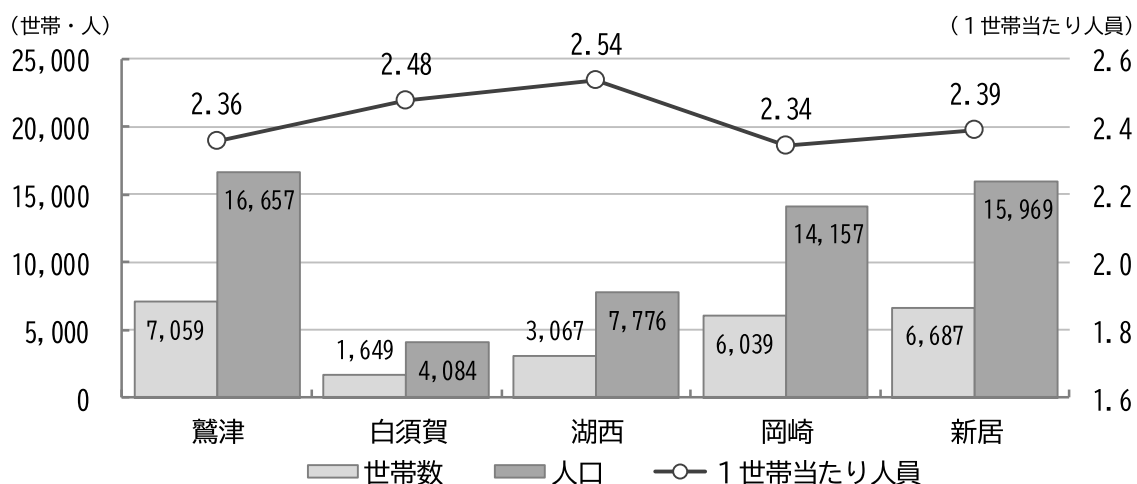
資料：湖西市統計書

(6) 中学校区別の状況

中学校区別の人口と世帯数は、鷺津中学校区で 16,657 人、7,059 世帯と、最も多くなっています。1 世帯当たり人員は、湖西中学校区が 2.54 人と最も多くなっています。

中学校区別人口割合は、65 歳以上では湖西中学校区が 37.6%と最も高く、次いで白須賀中学校区が 33.2%となっています。

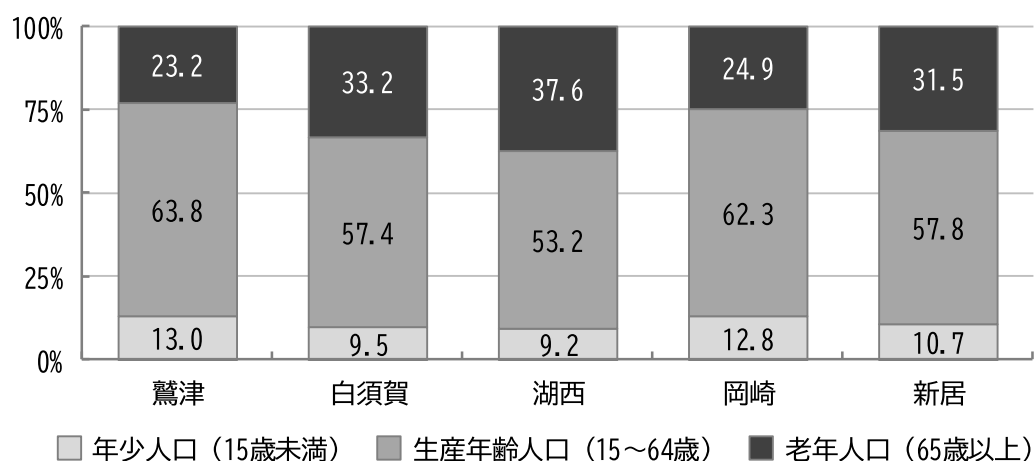
■中学校区別世帯数・1 世帯当たり人員数



時点：令和 3 年 12 月 31 日現在

資料：地域福祉課

■中学校区別人口割合



時点：令和 3 年 12 月 31 日現在

資料：地域福祉課

2 アンケートからみる湖西市の状況

(1) 調査の概要

本計画を策定するにあたり、住民の地域福祉に関する意識や実態を把握し、計画づくりや施策の立案に活用することを目的として実施しました。

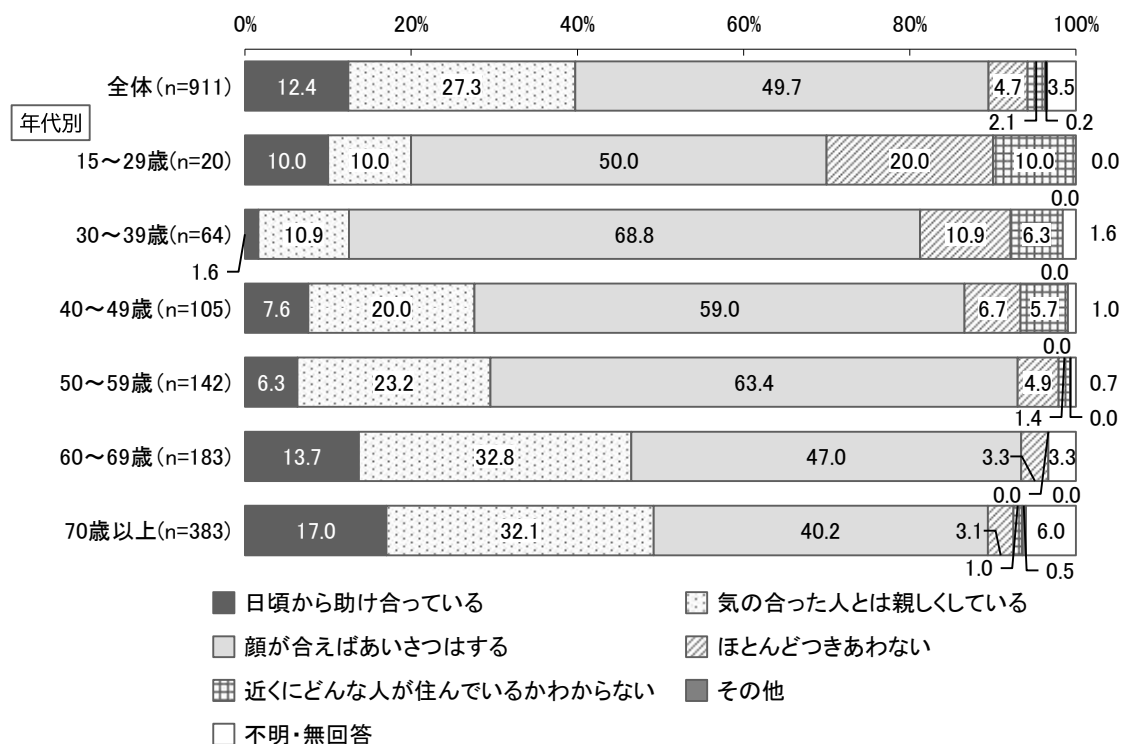
■調査に関する事項

項目	対象者
対象者	15歳以上の市民から無作為に抽出した2,000人
調査期間	令和3年9月16日～9月30日
調査方法	郵送による配布・回収
回収結果	有効回収数：911件有効回収率：45.6%

(2) 調査結果の概要

①近所づきあいの程度(単数回答)

近所づきあいの程度について、「顔が合えばあいさつはする」が49.7%で最も高く、次いで「気の合った人とは親しくしている」が27.3%、「日頃から助け合っている」が12.4%となっています。年代によって付き合いの程度の違いがみられ、特に若年層で地域のつながりが希薄化していることがうかがえます。



②近所づきあいの満足度（単数回答）

○『満足している』…「満足している」「まあまあ満足している」を合算

○『満足していない』…「あまり満足していない」「満足していない」を合算

近所づきあいの満足度について、『満足している』は「気の合った人とは親しくしている」方が83.1%、「気の合った人とは親しくしている」方が72.7%と、近所づきあいの程度が濃いほど満足の数値は高くなっています。

（単位：%）

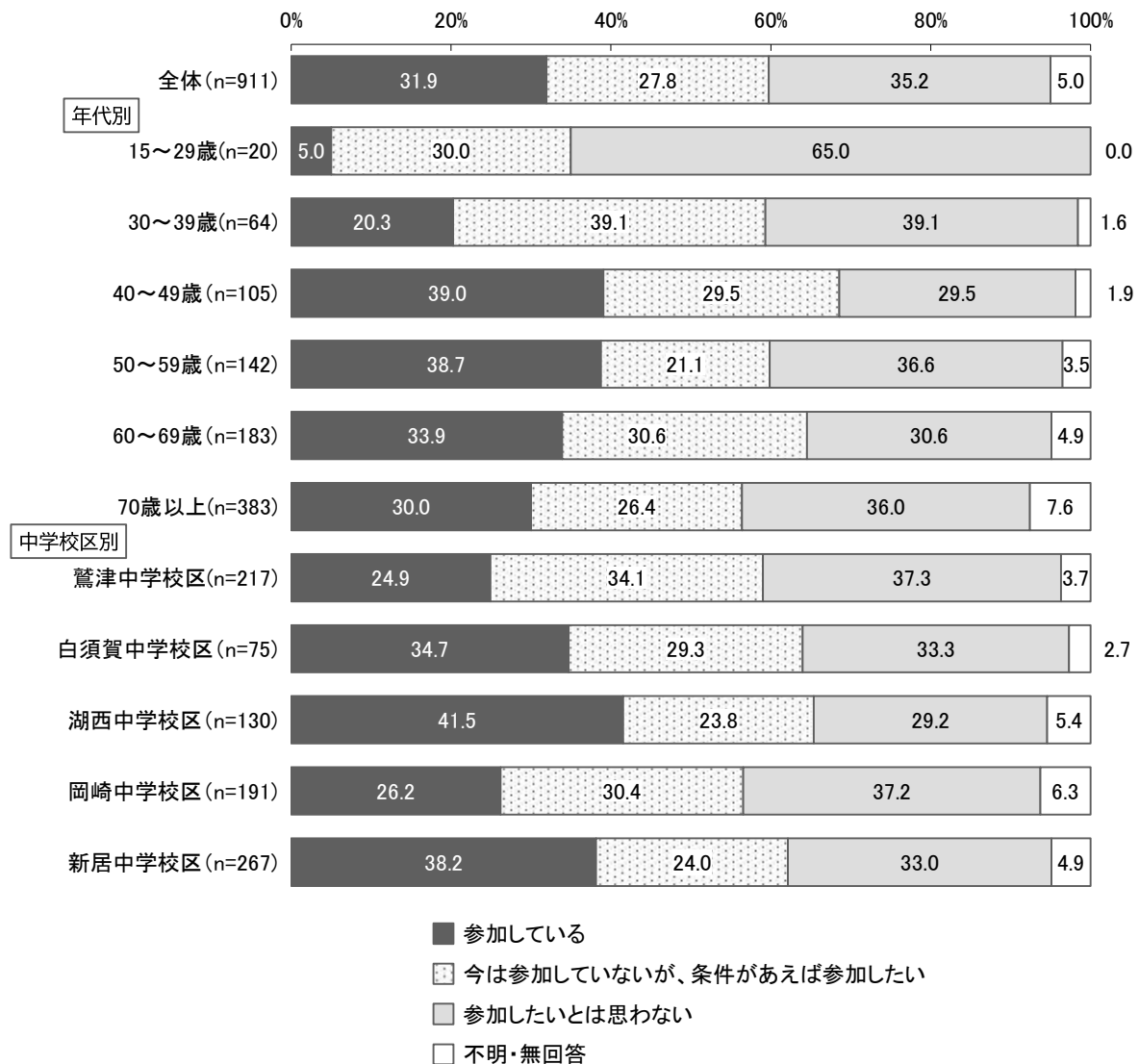
区分	n=	満足していない	あまり満足していない	ふつう	まあまあ満足している	満足している
日頃から助け合っている	113	0.0	2.7	12.4	38.9	44.2
気の合った人とは親しくしている	249	0.0	1.2	26.1	57.4	15.3
顔が合えばあいさつはする	453	0.2	6.0	62.9	23.2	7.5
ほとんどつきあわない	43	4.7	14.0	62.8	11.6	7.0
近くにどんな人が住んでいるかわからない	19	21.1	10.5	57.9	5.3	5.3

③地域活動やボランティア活動の参加状況（単数回答）

全体で、「参加している」が 31.9%、「今は参加していないが、条件があれば参加したい」が 27.8%、「参加したいとは思わない」が 35.2%となっています。

年代別でみると、39 歳以下では「参加している」割合が低く、若い世代の活動が低調なことがうかがえます。

中学校区別でみると、湖西中学校区、新居中学校区で「参加している」が 4 割前後と他の中学校区と比べて高くなっており、中学校区ごとに地域活動の差がみられます。



④地域活動に参加したいと思わない理由(上位5位)

地域活動に参加したいと思わない理由は全体で、「自分のことで精一杯」が最も高く、次いで「体力的に自信がない」「忙しくて時間がない」となっています。40代までは「関心がない」が、50代以上では「体力的に自信がない」も多い傾向がみられます。ライフスタイル・ライフステージに合わせた地域参加の在り方を考える必要があります。

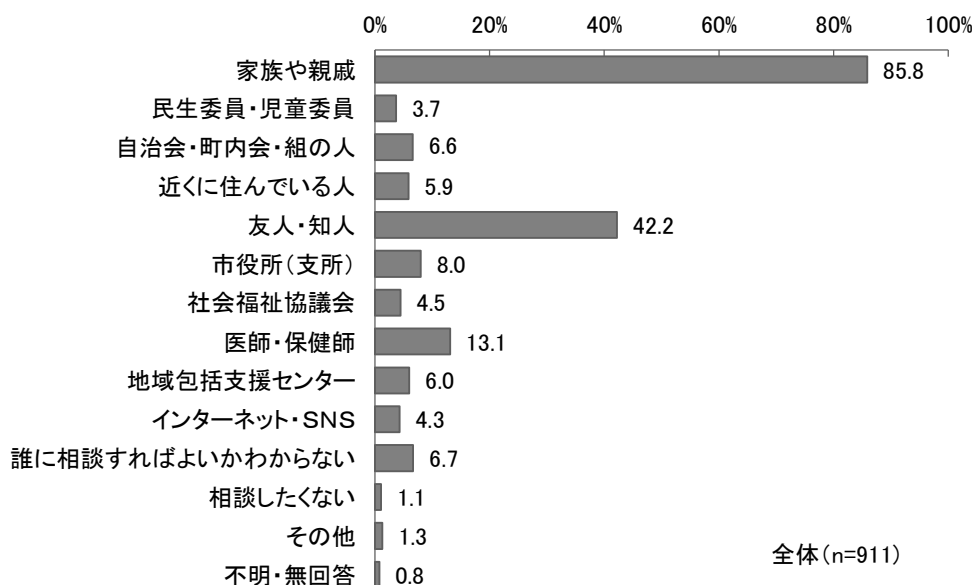
15～29歳(n=13)		30～39歳(n=25)		40～49歳(n=31)	
n=	13	n=	25	n=	31
自分のことで精一杯	61.5	忙しくて時間がない	56.0	自分のことで精一杯	67.7
忙しくて時間がない	53.8	自分のことで精一杯	48.0	忙しくて時間がない	38.7
関心がない	53.8	関心がない	40.0	関心がない	25.8
新型コロナウイルス感染症対策のため	46.2	新型コロナウイルス感染症対策のため	28.0	参加するきっかけがない	22.6
参加するきっかけがない	30.8	体力的に自信がない	16.0	体力的に自信がない	19.4

50～59歳(n=52)		60～69歳(n=56)		70歳以上(n=138)	
n=	52	n=	56	n=	138
自分のことで精一杯	46.2	自分のことで精一杯	51.8	体力的に自信がない	55.1
忙しくて時間がない	40.4	体力的に自信がない	51.8	自分のことで精一杯	52.9
体力的に自信がない	28.8	忙しくて時間がない	19.6	とくに理由はない	17.4
新型コロナウイルス感染症対策のため	25.0	とくに理由はない	14.3	忙しくて時間がない	12.3
一人で参加する勇気がない	17.3	一人で参加する勇気がない	12.5	自分がやりたい活動がない	8.0

⑤困った時の相談先(複数回答)

「家族や親戚」が85.8%で最も高く、次いで「友人・知人」が42.2%、「医師・保健師」が13.1%となっています。

「誰に相談すればよいかわからない」が6.7%「相談したくない」が1.1%となっており、相談先について、誰でも気軽に相談できる環境づくりと周知が必要です。



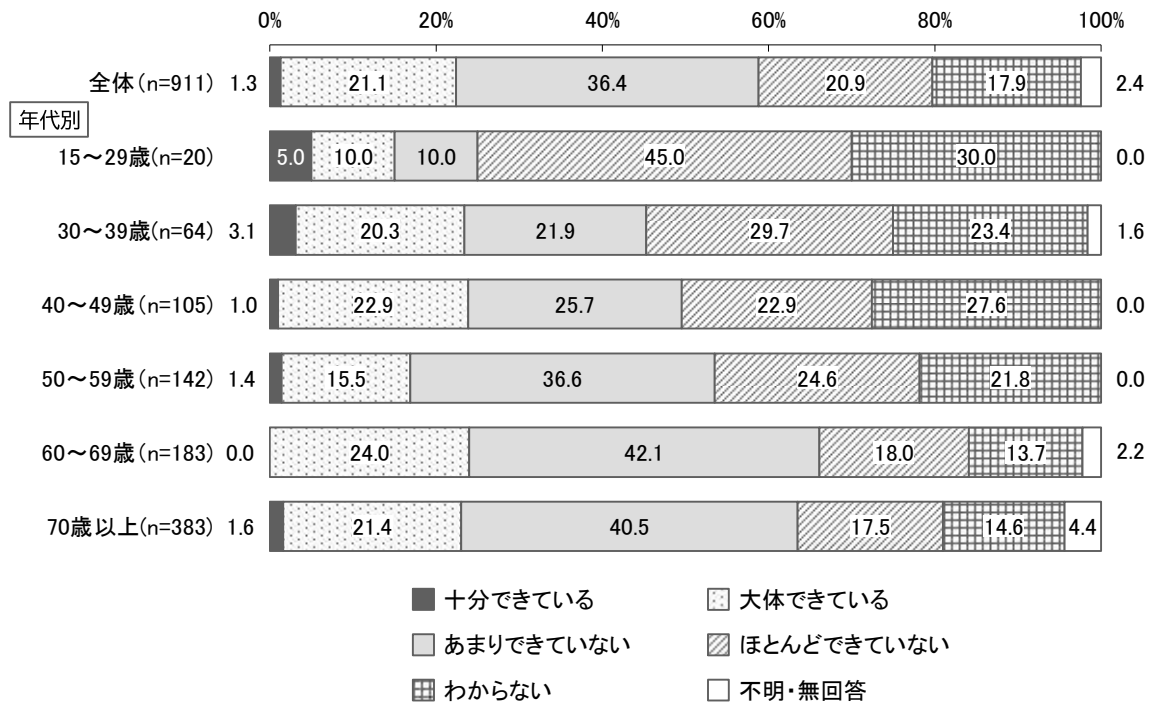
⑥必要な福祉サービス情報の入手状況（単数回答）

○『できている』…「十分できている」「大体できている」を合算

○『できていない』…「あまりできていない」「ほとんどできていない」を合算

全体で、『できている』が22.4%、『できていない』が57.3%、「わからない」が17.9%となっています。

年代別でみると、15～29歳、50～59歳で『できている』が10%台にとどまっています。また、50歳以上で『できていない』が6割前後と、他の年代と比べて高くなっています。

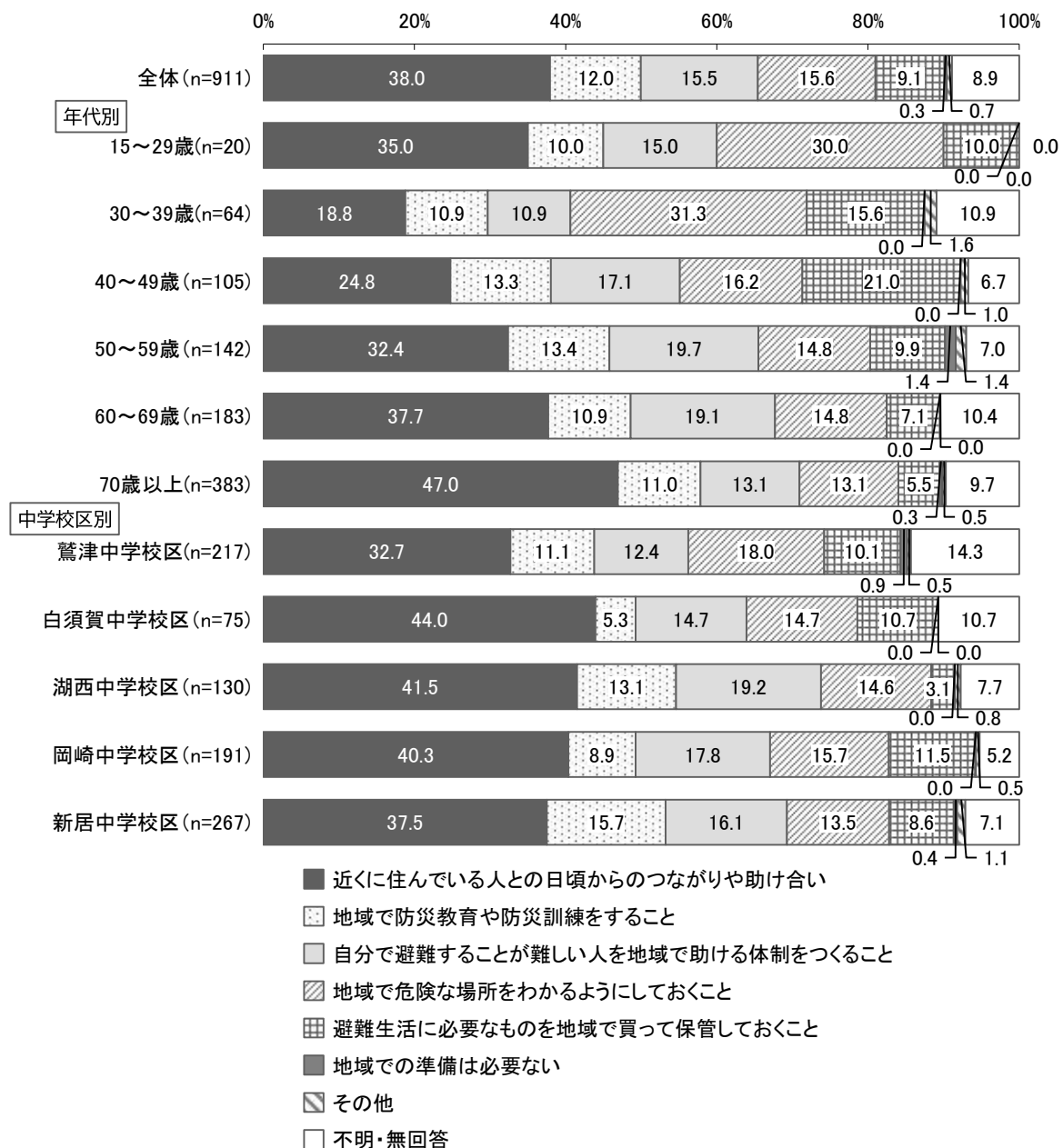


⑦災害時の必要な準備（単数回答）

全体で、「近くに住んでいる人との日頃からのつながりや助け合い」が 38.0%で最も高く、次いで「地域で危険な場所をわかるようにしておくこと」が 15.6%、「自分で避難することが難しい人を地域で助ける体制をつくること」が 15.5%となっています。

年代別でみると、30～39 歳で「近くに住んでいる人との日頃からのつながりや助け合い」が 18.8%と、他の年代と比べて低くなっています。

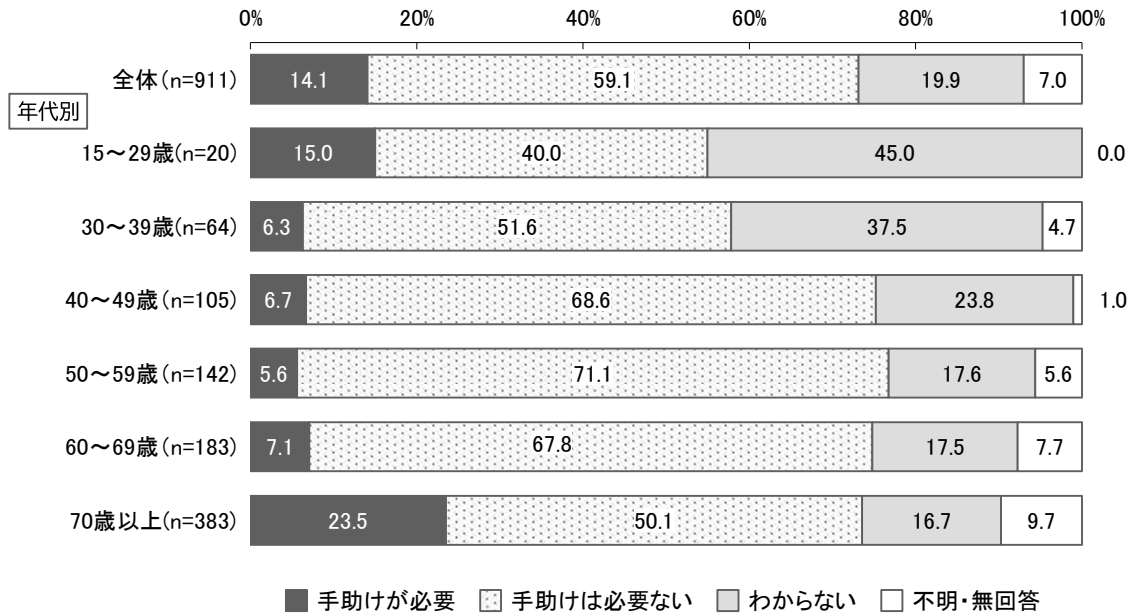
中学校区別でみると、湖西中学校区で「自分で避難することが難しい人を地域で助ける体制をつくること」が 19.2%と、他の中学校区と比べて高くなっています。



■災害時の手助けの必要性（単数回答）

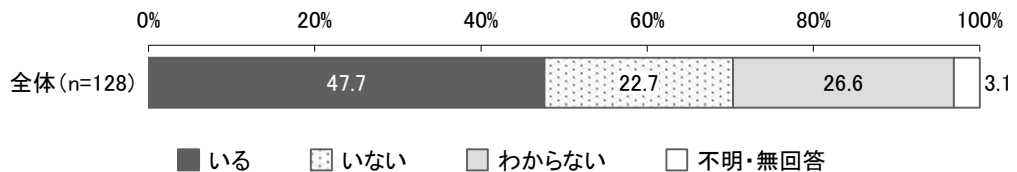
全体で、「手助けが必要」が14.1%、「手助けは必要ない」が59.1%、「わからない」が19.9%となっています。

年代別でみると、「手助けが必要」が70歳以上で23.5%、15～29歳で15.0%と、他の年代と比べて高くなっています。なお、他の年代においても「手助けが必要」が一定数いることから、高齢者を中心とした支援が必要です。



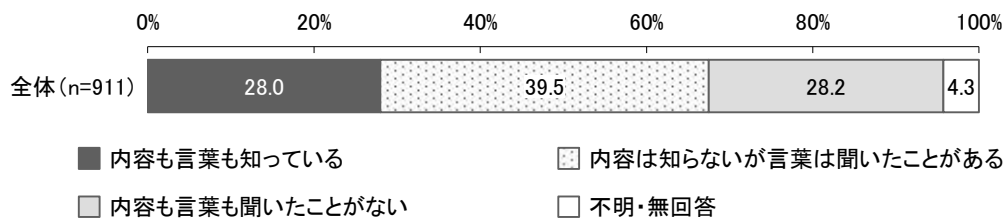
■手助けが必要な人のうち、避難所や避難場所に行くのを手伝ってもらえる人の有無（単数回答）

全体で、「いる」が47.7%、「いない」が22.7%、「わからない」が26.6%となっています。また、手助けが必要な方のうち、避難を手伝ってくれる人が「いない」「わからない」方が49.3%となっており、早急な支援体制の整備が必要です。



⑧成年後見制度の認知度(単数回答)

「内容も言葉も知っている」が 28.0%、「内容は知らないが言葉は聞いたことがある」が 39.5%、「内容も言葉も聞いたことがない」が 28.2%となっています。「内容も言葉も知っている」は約3人に1人とどまっていることから、広報や各種相談窓口等での周知・啓発を充実させ、必要な時に選択肢の一つとして活用できるよう、制度の認知度の向上を図る必要があります。

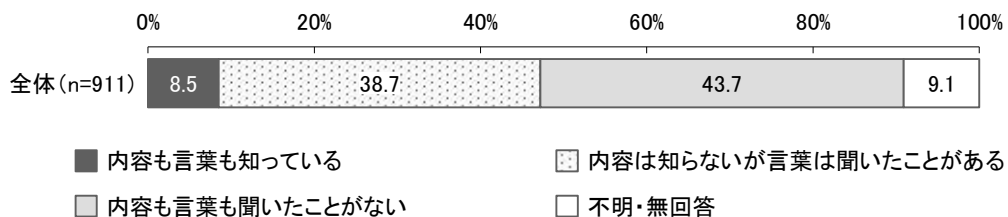


⑨再犯防止の用語の認知度

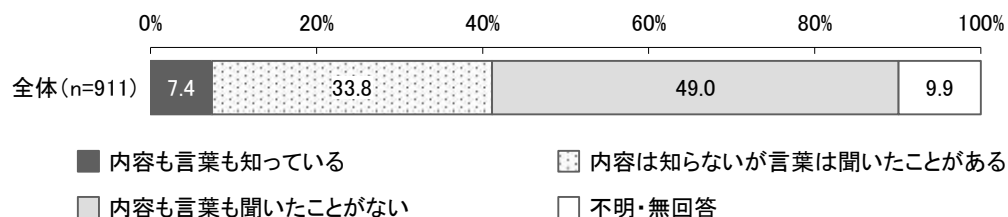
「社会を明るくする運動」について、「内容も言葉も知っている」が 8.5%、「内容は知らないが言葉は聞いたことがある」が 38.7%、「内容も言葉も聞いたことがない」が 43.7%となっています。

再犯防止啓発月間について、「内容も言葉も知っている」が 7.4%、「内容は知らないが言葉は聞いたことがある」が 33.8%、「内容も言葉も聞いたことがない」が 49.0%となっています。再犯防止について広報・啓発していく必要があります。

■社会を明るくする運動 (単数回答)



■再犯防止啓発月間 (単数回答)



3 関係団体アンケート結果

(1) 調査の概要

地域福祉に関わる専門機関やボランティア団体を対象に、本市における地域福祉を取り巻く現状や課題、今後の方向性などをお聞きし、本計画の策定の基礎資料とするためにアンケート調査を実施しました。

項目	対象者
対象者	湖西市内で活動する専門機関（4団体） 湖西市内で活動するボランティア団体（15団体）
調査期間	令和3年9月22日～10月22日
調査方法	調査票の配布・回収

(2) 専門機関アンケート調査結果の概要（抜粋）

①連携を取りたいと考える団体・組織（記述回答）

- 障がい関係の団体
- 社会福祉協議会
- 地域の医療機関（総合病院）
- 自治会
- 身元引受人などの対応を下さる団体（NPO 法人きずなの会、NPO 法人タスカル）
（※すでに関わりを持っているが継続して必要時に依頼をしたい）
- 市役所
- 社会福祉協議会
- 福祉活動団体
- 病院 等

②他の団体や地域組織と連携する場合があるとよいと考える仕組み、連携をとる上での課題など（記述回答）

- 自治会の集まりなどに参加し、情報共有して有事の際に協力できる体制
- 形だけの会議ではなく、顔の見える関係づくりをしていくことが重要
- 課題解決を進める場で、十分な意見交換ができる人で話し合い、実践することが必要
- 継続的な関係を保つことが必要

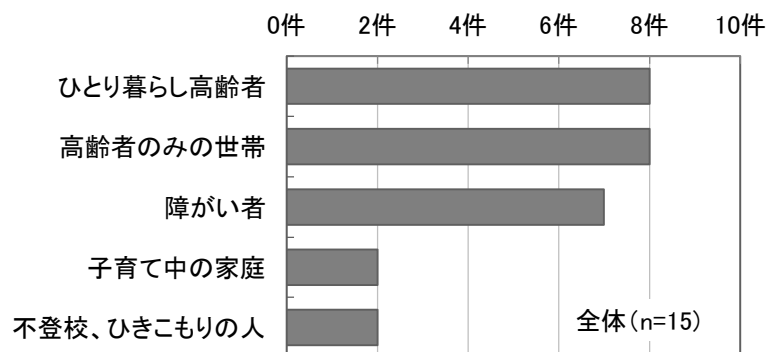
③「断らない相談支援」を実現するため、相談支援体制の整備や人材育成、情報共有等において必要と考える取組（記述回答）

- 虐待や緊急時の仕組みや保護の流れなど、仕組み化、マニュアル化しておく必要がある
- 体制整備や人材育成において、新人教育や必要な研修会の開催が必要
- ケアマネジャーや地域包括職員が相談しやすい体制づくり

(3) ボランティア団体アンケート調査結果の概要（抜粋）

①団体が活動を進める中で、これから特に支援が必要だと思う対象（上位5位）

「ひとり暮らし高齢者」「高齢者のみの世帯」がそれぞれ8件と最も多く、次いで「障がい者」が7件となっています。



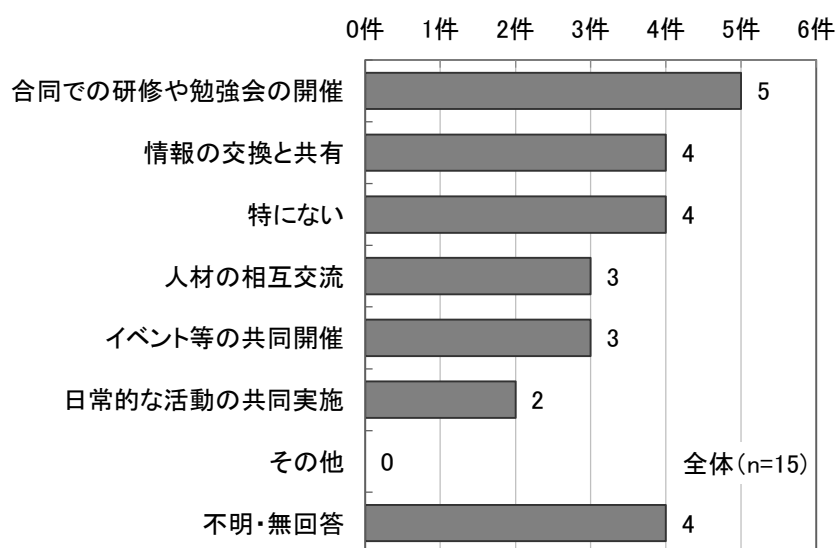
②団体が活動を進める上で、課題となっていること

団体が活動を進める上で、課題となっていることについて、会員数の減少、新規加入者がいないことなどが多くなっています。会員の高齢化も会員数減少の要因とみられます。

また、コロナ禍での開催についての課題もあげられています。

③他の団体等と連携する場合、希望する内容（複数回答）

「合同での研修や勉強会の開催」が5件と最も多く、次いで「情報の交換と共有」が4件となっています。



4 地域懇談会からの意見

令和4年度実施後に記載予定です。

第3章 計画の基本構想

1 計画の基本理念

第3次計画では、「ふれあいあふれる、はつらつとしたまち」を基本理念として設定してきました。第4次計画では、令和2年度に策定した総合計画の将来像や、地域包括ケアシステムの構築を目指し、国で示す地域共生社会の実現に向けた方向性を踏まえるとともに、本市における現状・課題や住民意見を反映し、基本理念を「誰もが自分らしく、安心して、しあわせに暮らせる社会」とします。

.....
誰もが自分らしく、安心して、しあわせに暮らせる社会
.....

2 計画の基本目標

基本目標1 地域福祉意識の醸成と交流の推進

地域福祉を推進するには、地域課題を身近なものとしてとらえ、地域で支え合える関係性を構築することが不可欠です。近年の地域の関係性の希薄化も踏まえ、多様な手法によって地域福祉に関する意識の醸成を図るとともに、様々な交流機会の提供を図ります。

基本目標2 地域で支え合う仕組みづくり

地域における支え合い活動の推進を図るため、地域組織の活動支援、担い手の確保・育成に努めます。また、地域での複合化、複雑化した地域生活課題を解決するため、地域福祉を進める機関等と連携し、包括的な相談支援体制を構築します。

基本目標3 人にやさしい環境づくり

誰もが地域で安心して暮らすことができるように、福祉サービスの提供体制の強化や、あらゆる面でユニバーサルデザインのまちづくりを進めるとともに、地域ぐるみで防災、防犯体制に取り組む施策を推進します。また、虐待や意思決定が難しい人への支援などの権利擁護の推進に取り組みます。

3 施策体系

基本理念	基本目標	基本施策	施策
『誰もが自分らしく、安心して、しあわせに暮らせる社会』	1 地域福祉意識の醸成と交流の推進	(1) 地域福祉に関する意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域福祉に関する情報発信 ② イベント等の開催 ③ 学習機会の提供 ④ 交流を通じた実践的な福祉教育
		(2) 地域における交流活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 日常的なつながり促進 ② 多様な居場所づくり ③ アウトリーチによるつながりづくり
	2 地域で支え合う仕組みづくり	(1) 地域における支え合い活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 見守り、支え合いの体制づくり ② 地区社協活動の活性化 ③ 関係機関、団体間の連携 ④ 地域づくりの基盤整備
		(2) 地域福祉を担う人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ① ボランティア活動の活性化 ② 地域組織の活性化 ③ 福祉に関わる担い手育成
		(3) サービスを利用しやすい体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ① 包括的な相談体制の整備 ② 福祉にかかる情報提供体制の充実
	3 人にやさしい環境づくり	(1) 福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 生活支援サービスの充実 ② 様々な課題を抱える人への支援
		(2) 権利擁護の推進 成年後見制度利用促進計画	<ul style="list-style-type: none"> ① 成年後見制度の利用促進 ② 権利擁護等に関する事業の推進
		(3) 再犯防止の推進 地方再犯防止推進計画	<ul style="list-style-type: none"> ① 再犯防止に向けた支援と体制構築
		(4) 安心して暮らせる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ① 防犯活動の推進 ② 防災活動の推進 ③ ユニバーサルデザインのまちづくり ④ 多様性を受け入れられる意識づくり

第4章 基本計画

基本目標1 地域福祉意識の醸成と交流の推進

(1) 地域福祉に関する意識の醸成

少子高齢化や世帯規模の縮小、働き方や価値観の多様により、地域におけるつながりが希薄化し、地域の担い手の減少が見込まれます。地域福祉での担い手を確保するためには、地域福祉に関する意識を醸成していくことが必要です。

●現状と課題

- 本市と社協ではウェブサイトを更新するとともにSNS発信を開始するなど、情報発信の充実に努めました。しかし、情報ツールが多様化する中、年代等に応じた発信の工夫が求められます。
- 地域福祉に関する講座、イベント開催や、学校において福祉教育を行っていますが、新型コロナウイルス感染拡大により、中止やオンラインに切り替える場合があります。今後の状況を鑑み、オンラインでの開催方法を継続して検討する必要があります。
- アンケート調査において、地域活動やボランティア活動に参加している人は31.9%となっており、前回調査と比べて変化はみられません。

●施策の方向性

- 地域福祉に関する広報・啓発活動の充実や地域福祉活動への参加促進を通じて、地域福祉に関する意識を醸成していきます。

●具体的な取組

【市民・地域の取組】

- 広報紙やウェブサイト等、地域福祉情報に関心を持ちましょう。
- 隣近所の人と積極的にあいさつをしましょう。
- 地域の行事や福祉講演会などに積極的に参加しましょう。
- 自治会や地区社協では、福祉をテーマにした学習会などを通して地域福祉について理解を深めましょう。

【市・社協の取組】

①地域福祉に関する情報発信

【社協】

No.	取組内容	主な事業
1	社協の機関紙として「社協だより」を全戸に配布し、福祉情報を提供します。また、リアルタイムな情報発信を行うため、若者や子育て世代が抵抗なく使えるSNS（Facebook、Twitter等）を活用した運用について検討を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ○社協だよりの発行 ○ウェブサイトの運営 ○SNSを使った情報発信の検討

【市】

No.	取組内容	主な事業	担当課
2	広報紙やウェブサイト、SNS等様々な媒体を用いて地域福祉活動やボランティア活動に関する情報を地域住民に提供することで、地域福祉に関する意識を高めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○広報紙・新聞・ウェブサイト・SNS・リーフレット等による地域福祉情報の提供 	地域福祉課 高齢者福祉課 子ども家庭課 スポーツ・生涯学習課 市民課

②イベント等の開催

【社協】

No.	取組内容	主な事業
3	福祉に対する尽力者に対し顕彰するとともに福祉講演会の開催等により、地域づくりについて考える機会を設け、福祉活動への参加促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉大会、ふれあい広場の開催

【市】

No.	取組内容	主な事業	担当課
4	地域住民が地域福祉に関する正しい理解を得られるようなイベントや講座等を充実させます。	<ul style="list-style-type: none"> ○イベントにおける地域福祉関係団体の参加、交流機会の創出 	スポーツ・生涯学習課 地域福祉課

③学習機会の提供

【社協】

No.	取組内容	主な事業
5	職員による出前講座を開催し、社協事業の理解や地域福祉活動に対する理解と参加促進を図ります。	○社協出前講座（こふくちゃん講座）の開催

④交流を通じた実践的な福祉教育

【社協】

No.	取組内容	主な事業
6	市内全 14 校を福祉教育実践校に指定し、将来を担う児童・生徒に、地域福祉に関する意識の醸成を図るとともに、地域との交流を図ります。	○福祉教育実践校での福祉教育

【市】

No.	取組内容	主な事業	担当課
7	学校や地域と連携し、多様な交流機会を創出・充実させることで、地域福祉に関する意識の醸成を図ります。	○市内小中学校等での人権教室等の実施	地域福祉課
		○地域住民がボランティアとして学校活動を支援する「学校支援地域本部」の設置 ○「わくわく子ども教室」の開催 ○「明湖会」「子ども会」等による世代間交流	スポーツ・生涯学習課

(2) 地域における交流活動の推進

地域に暮らす誰もが、支え合って生活していくためには、日頃から近所でのあいさつや声掛け等ができる顔の見える関係づくりが必要です。また、核家族化や単身世帯の増加により、世代間の交流も減少しています。地域の行事やイベントなどを通じて地域住民のふれあいや交流を活発にし、地域のつながりを深めていく必要があります。

●現状と課題

- アンケート調査では、近くに住んでいる人とのお付き合いの状況は、「顔が合えばあいさつはする」が最も高くなっています。一方で、近くに住んでいる人の付き合いの満足度は、近所づきあいの程度が濃いほど高くなっています。
- アンケート調査では、地域で年齢や国籍、文化などが違う様々な人が生活していくために大切なこととして「あいさつや会話をする事」が最も高くなっています。本市では、地域、学校、関係団体と連携をとり、あいさつ運動や声掛け運動を推進しています。今後もこの取組が継続することが重要です。

●施策の方向性

- 多様な集いの場の整備やあいさつ運動の実施など、交流機会を通し、住民同士の関係づくりにつなげます。

●具体的な取組

【市民・地域の取組】

- 地域での交流に積極的に参加しましょう。
- 隣近所で「参加しませんか」とひと声掛けあい、地域の行事・イベントに参加しましょう。
- 地域の施設を活用し、地域住民が集まれる機会をつくりましょう。
- 交流拠点においては、年代や性別などを問わず参加しやすい機会を考えましょう。
- 日頃からお互いを気にかけて、異変があったらすぐに気づけるようにしましょう。

【市・社協の取組】

①日常的なつながり促進

【市】

No.	取組内容	主な事業	担当課
8	学校や地域団体、ボランティア団体等と協力し、あいさつ運動を推進します。	○防犯まちづくり会議によるあいさつ運動の実施	危機管理課
		○学校・子ども会・青少年補導員による、県主催「地域の青少年声掛け運動」の推進	スポーツ・生涯学習課
		○各学校の児童・生徒・教職員によるあいさつ運動の実施	学校教育課
		○保護司会、更生保護女性会のあいさつ運動の活動支援	地域福祉課

②多様な居場所づくり

【社協】

No.	取組内容	主な事業
9	地区社協が中心となって、地域の人たちが楽しく交流しながら仲間づくりや生きがいづくりを行うことにより、地域からの孤立、心身の機能の低下を防ぐとともに、地域のつながりを深めます。	○ふれあい・いきいきサロンへの助成金等支援
10	高齢者が心身ともに健康な日常生活を送ることができるよう、健康体操リーダーを養成し、身体機能の維持向上を目指して「健康体操教室」を開設します。	○健康体操教室の開催 ○健康体操リーダーの養成講座の開催 ○リーダースキルアップ研修の開催
11	地域住民が主体となり、介護・認知症・ひきこもりの予防、子どもの貧困連鎖防止など、誰でも気軽に立ち寄れる、地域の居場所開設支援を行います。また、居場所の実践者同士の情報共有の場としてネットワーク化を図ります。	○地域の居場所開設支援について講演会の開催 ○地域の居場所開設補助金の支給

【市】

No.	取組内容	主な事業	担当課
12	障害のある人や高齢者との交流、世代間交流を促進することで、地域で助け合いながら暮らしていくための理解を深めます。	○地域の通いの場「いきいきサロン」にて交流事業の実施	高齢者福祉課
		○地域活動への主体的な参加のための権利意識・参加意識の醸成	地域福祉課
		○園や施設と地域組織（祖父母、地域住民、老人クラブ等）との交流	幼児教育課

③アウトリーチによるつながりづくり

【市】

No.	取組内容	主な事業	担当課
13	地域での孤立化回避のため、地域交流による見えない支援を必要とする人の掘り起しと継続的な訪問を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭訪問の実施 ○地域とのコーディネートの実施 ○地域活動支援事業の利用促進 	地域福祉課

基本目標2 地域で支え合う仕組みづくり

(1) 地域における支え合い活動の推進

地域福祉を推進するためには、小さな地域の困り事や、支援を必要とする人に気づき、地域で支え合い、助け合いができる環境が必要です。そのためには、行政や社協をはじめ、住民やボランティア団体等、多様な主体が協力して地域づくりを進めることが重要です。

●現状と課題

- アンケート調査では、近くに住んでいる人と「日頃から助け合っている」人は、1割程度となっており、地域でのつながりの希薄化がうかがえます。
- 本市では、認知症ネットワーク（オレンジネットワーク）や認知症サポーターの養成の体制を構築し、認知症を含む高齢者を見守る体制を充実させていますが、見守り体制協力者と体制の周知が必要です。また、民生委員児童委員による継続的な見守り活動を行っていますが、対象者が高齢者に偏っているため、幅広い対象での見守りが必要な人への活動が求められます。

●施策の方向性

- 見守り活動のさらなる推進と、関係機関との連携、地域の活動拠点の整備を通じて、地域における支え合い活動の推進をします。

●具体的な取組

【市民・地域の取組】

- 市や社協に支援してほしいことについて伝えてみましょう。
- 自治会活動や老人クラブ、子ども会などに参加しましょう。
- 地域のボランティア活動がどのような活動をしているか、興味を持ちましょう。
- 地域みんなで子どもを見守り、子育て支援に取り組みましょう。

【市・社協の取組】

①見守り、支え合いの体制づくり

【市】

No.	取組内容	主な事業	担当課
14	地区社協や自治会、民生委員児童委員等と連携した、地域における日頃からの見守り活動を推進します。	○民生委員児童委員による見守り活動の支援	地域福祉課
		○認知症ネットワーク（オレンジネットワーク）による見守り体制の充実 ○認知症サポーター養成講座の開催 ○地域包括支援センターによる独居高齢者宅への訪問活動 ○生活支援コーディネーターの配置	高齢者福祉課

②地区社協活動の活性化

【社協】

No.	取組内容	主な事業
15	地区社協を中心として、地域の課題を把握・解決し、地域で支え合う体制を整備します。	○地区社協による見守り・声掛け運動
16	各地区社協の情報共有や各種情報提供を行い、活動の充実を図ります。	○地区社協会長会議の開催
17	地区社協の活動強化のため、財政及び活動に対する支援を行います。	○地区社協活動の支援
18	地域福祉推進基礎組織としての地区社協の活動を、地域の人たちに周知するとともに、住民の参加促進を図ります。	○地区社協だよりの発行支援

③関係機関、団体間の連携

【社協】

No.	取組内容	主な事業
19	地域における福祉ニーズや、支援の担い手についての把握と情報共有をするとともに、支え手と受け手双方が活躍できる新しい仕組みを構築します。	○第2層協議体との地域における福祉ニーズの情報共有
20	市内の福祉関係団体との連携を図り、各団体の活動に対し補助金等の支援を行います。	○福祉関係団体への活動補助金支給
21	市内社会福祉法人、施設等と社協との連携協働による公益的な取組に向けて働きかけを行います。また、市内社会福祉法人を対象とした勉強会や意見交換の場を設け、ネットワーク化に向けた調整を進めます。	○市内社会福祉法人との連絡会の開催

【市】

No.	取組内容	主な事業	担当課
22	行政や社協、地域包括支援センター、民生委員児童委員、地域組織等によるインフォーマルサービスと公的サービスとが連携した支援体制を構築します。	○生活支援コーディネーターの設置	高齢者福祉課
		○ファミリー・サポート・センターでの相互援助活動事業	子ども家庭課
		○障害者支援協議会の実施 ○障がい者団体との情報交換の実施 ○相談支援事業所との連絡会の実施 ○民生委員児童委員定例会等への社協・地区社協の参加	地域福祉課
		○障がい者も含めた地域での支え合い体制の構築	地域福祉課
23	自治会や地域の社会福祉施設、ボランティア団体等との連携を強化し、ネットワークを構築していきます。	○高齢者の生活支援のためのボランティア等の養成や支え合い体制の構築	高齢者福祉課

④地域づくりの基盤整備

【社協】

No.	取組内容	主な事業
24	共同募金配分金を活用し、地域住民の参加による地域福祉活動に助成を行います。	○地区社協への活動助成

【市】

No.	取組内容	主な事業	担当課
25	公民館や公会堂等の地域の活動拠点となる施設の整備を支援します。	○公民館等の施設の新設、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の支援	市民課
26	既存の公共施設や学校、地域資源の利用方法や制限の見直し、改修等により、幅広い世代が利用できる地域の活動拠点の充実を図ります。	○施設のバリアフリー化、福祉関係団体等の施設使用支援、利用方法の見直し	新居支所 スポーツ・生涯学習課 子ども家庭課 図書館
		○老人福祉センター・はつらつセンターの施設管理と利用促進	高齢者福祉課
27	ふるさと納税により財源を確保し、生活支援の財源に活用します。	○ふるさと納税による財源の確保	文化観光課

(2) 地域福祉を担う人材の育成

行政サービスだけでは多様化・複雑化する福祉ニーズに対応できなくなっている中、地域福祉を担う人材の育成、発掘は必要不可欠です。しかしながら、価値観やライフスタイル等の変化により、地域活動に取り組む人は減少しています。

●現状と課題

- アンケート調査では、地域で支え合いや助け合いの活動に参加するためのきっかけとして必要なことは「ボランティア団体など、他の人と一緒に活動する機会があること」が最も多くなっています。また、地域で支え合いや助け合いの活動に参加するための必要な条件として、「自分に合った時間に活動できること」が最も多くなっています。
- 団体アンケート調査では、活動を進める上で課題となっていることとして、団体の構成員の高齢化や、新規加入者がいないことが多く挙げられており、地域の担い手の確保が必要です。

●施策の方向性

- 人材発掘及び育成、地域貢献活動の啓発を通じて、地域福祉を担う人材の育成を図ります。

●具体的な取組

【市民・地域の取組】

- ボランティアセンターを積極的に活用してみましょう。
- ボランティア団体は地域住民に活動への参加を呼び掛けましょう。
- 子どもや若者、働いている人など、誰でも参加しやすいボランティア活動を企画しましょう。
- 「自分にもできそう」「やってみたい」と思えるボランティアを見つけましょう。
- 社会福祉法人や企業などと連携した地域活動を実施しましょう。

【市・社協の取組】

①ボランティア活動の活性化

【社協】

No.	取組内容	主な事業
28	市内のボランティアグループ、個人ボランティアが安心して活動ができるよう、助成金等情報提供を行い、ボランティア活動支援を行います。また、ボランティア同士の連携を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア活動室の利用促進 ○ボランティア養成講座の開催 ○ボランティアに関する情報発信 ○ボランティアネットワークだよりの発行

【市】

No.	取組内容	主な事業	担当課
29	地域で活動するボランティアや市民活動を支援します。	○保護司会、更生保護女性会、人権擁護委員の活動支援	地域福祉課
		○市民活動相談・文化の香るまちづくり事業補助金の交付・市民活動センターの施設管理による市民活動支援	市民課
		○ボランティアの活動支援	スポーツ・生涯学習課

②地域組織の活性化

【市】

No.	取組内容	主な事業	担当課
30	自治会を通じて地域で活動する福祉団体を支援します。	○自治会への補助金・交付金の交付による活動支援	市民課
		○民生委員への負担金交付等による活動支援	地域福祉課

③福祉に関わる担い手育成

【社協】

No.	取組内容	主な事業
31	既存ボランティア活動者のスキルアップや、ボランティアに興味のある方などに対するボランティア入門など、地域の福祉活動を担う人材の育成や、ボランティアの質を高めることを目的として各種ボランティア講座を開催します。	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア養成講座の開催 ○ボランティア研修会の開催 ○ボランティア体験講座の開催
32	将来の地域福祉を担う人づくりを進めるため、中学生等を対象に、福祉やボランティアに対する理解を深めるための講座を開催します。	<ul style="list-style-type: none"> ○夏休み福祉施設ボランティア体験講座の開催

【市】

No.	取組内容	主な事業	担当課
33	ボランティア講座等を通じて、新たな地域福祉を担う人材の発掘に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○手話講習会、障がい福祉について学ぶボランティア講座の実施 ○サロンボランティア講座の実施 	<p>地域福祉課 高齢者福祉課</p>

(3) サービスを利用しやすい体制の整備

地域に住む誰もが安心して生活していくためには、日常生活での困り事を気軽に相談できる窓口やどのような分野でも受け止められる相談支援体制が必要です。また近年は、複合化、複雑化した地域生活課題が増加しています。地域福祉を進める様々な機関・団体のネットワークを構築することが重要です。

●現状と課題

- アンケート調査では、困った時の相談相手は「家族や親戚」が最も高くなっていますが、「誰に相談すればよいかわからない」人が6.7%と一定数みられます。また、民生委員児童委員の活動内容について知らない人が約4割程度みられます。民生委員児童委員の役割を周知するとともに、身近な場で相談できない人を把握し、支援につなげる仕組みづくりが重要です。
- 地域包括支援センターでは、高齢者の支援体制を整えていますが、支援が困難な事例が増加しており、相談体制の整備が必要です。

●施策の方向性

- 関係部署の連携強化により、相談者や相談を受けた人を必要な機関につなぐことができるよう、包括的な相談体制の整備を図ります。
- 相談者や相談を受けた人を必要な機関につなぐことができるよう、相談員のアセスメント力の向上を図ります。

●具体的な取組

【市民・地域の取組】

- 地域や職場において、日頃から不安や悩みを相談できる関係を築きましょう。
- 家族や友達、地域における身近な人の悩みや困り事を察知し、相談相手になりましょう。
- 民生委員児童委員に相談したり、各相談窓口を活用しましょう。
- 広報紙や社協だより、ウェブサイトなどを活用し、相談窓口を把握しましょう。

【市・社協の取組】

①包括的な相談体制の整備

【社協】

No.	取組内容	主な事業
34	市民の福祉や生活に関する困り事に対し、関係機関、弁護士や司法書士等と連携・協力し相談支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ○弁護士相談の実施 ○司法書士相談の実施 ○福祉なんでも相談の実施

【市】

No.	取組内容	主な事業	担当課
35	地区社協や民生委員児童委員等と連携して地域の課題を支援につなげられるよう、地域の相談力の向上を図り、相談しやすい環境を整備します。	<ul style="list-style-type: none"> ○専門職による相談窓口の設置 ○高度なアセスメントができる人材の配置 ○民生委員児童委員への情報提供や相談力向上支援 	地域福祉課
36	関係機関や専門的な知識を持つ主体と連携し、地域における多種多様な課題に対応できる相談体制を構築します。	<ul style="list-style-type: none"> ○多機関協働体制の構築 ○高度なアセスメントができる人材の配置 ○障がい者相談支援センターの設置 	地域福祉課
		○地域包括支援センターでの総合相談窓口設置	高齢者福祉課
		○子ども・子育てに関する総合相談窓口設置	子ども家庭課
		○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置	学校教育課
		○女性相談窓口の設置	市民課
37	就労に困難を抱える人に、継続的かつ横断的に適切な支援を行います。公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関と連携し、情報共有を行います。	○伴走的支援体制の構築	地域福祉課
		○若年者や高齢者の就労支援、内職相談	産業振興課
38	一人ひとりのニーズにあった支援をするため、アセスメント力の向上を図ります。	○相談員の育成、アセスメント手法の統一化	地域福祉課

②福祉にかかる情報提供体制の充実

【市】

No.	取組内容	主な事業	担当課
39	<p>広報紙、ウェブサイト、SNS等の様々な情報媒体を利用し、福祉サービスに関する情報を、わかりやすく伝えます。</p> <p>高齢者や障がい者、日本語が母国語ではない人が、情報を入手しやすいように、情報を発信します。</p>	○福祉サービスや事業等の情報発信	地域福祉課 高齢者福祉課 子ども家庭課
		○ユニバーサルフォント・カラー、点字、手話通訳、多言語、やさしい日本語による情報発信	地域福祉課 高齢者福祉課 子ども家庭課 市民課 秘書広報課

基本目標3 人にやさしい環境づくり

(1) 福祉サービスの充実

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを実現するためには、生活支援サービスをはじめとした福祉サービスの充実は必要不可欠です。近年、8050問題やヤングケアラー、ダブルケアラーなど、現在の縦割りの制度では対応が困難なケースが増えています。

また、近年の地域のつながりの希薄化により、ひきこもりや生活困窮など、支援が必要であるにもかかわらず、支援が届いていない人が増加しているため、早期発見・早期対応ができる支援体制が求められます。

●現状と課題

- アンケート調査では、必要な福祉サービスを手続きできていない人が半数を超えています。また、入手手段については、「市の広報紙やウェブサイト」が最も多く、次いで「自治会の回覧板」が多くなっていますが、年代によって違いがみられるため、多様な手段での情報発信が求められます。
- 本市と社協では、ウェブサイトや広報紙等で各種制度の紹介を行っていますが、支援を必要とする人のサービス利用につながっていない状況です。

●施策の方向性

- 事業所や関係機関と連携し、福祉サービスの質の確保を図ります。また、支援が必要な人に対し、アウトリーチなどの体制を整備し、支援が必要な人への対応を強化します。

●具体的な取組

【市民・地域の取組】

- サービスについての情報収集を行い、適切なサービスを選択しましょう。
- 市や社協、事業所に対し、生活で必要としている支援などの情報を伝えましょう。
- 福祉事業所は、住民のニーズに対応できるよう、質の高い福祉サービスの提供に努めましょう。
- 困り事を気軽に相談できる人を見つけましょう。

【市・社協の取組】

①生活支援サービスの充実

【社協】

No.	取組内容	主な事業
40	地域における支え合いの体制づくりを推進するため、多様な主体間の情報共有並びに連携及び協働により、日常生活の支援体制の充実を図ります。	○生活支援体制整備事業の充実 ○支え合い推進会議の開催
41	生活支援コーディネーターから地域のニーズを集約し、必要な支援を行います。	○地域の高齢者に対する買い物支援
42	身近な地域で生活上の困り事に対し、「お互い様」の気持ちで助け合う「さわやかサービス」を展開するとともに、地域が主体となって生活支援活動体制の構築に向けて検討を行います。	○移送サービスの実施 ○福祉車両の貸出
43	65歳以上の高齢者世帯を対象に、日常生活でちょっとした困り事を地域の住民が主体となって助け合う有償ボランティアによる活動を推進します。	○地域たすけあい支援事業（ちいーとサポート）の推進

【市】

No.	取組内容	主な事業	担当課
44	障がい者、高齢者、生活困窮者等に対する生活支援サービスの充実を図るとともに、サービスの周知を通じた利用促進を図ります。	○アウトリーチ型の支援体制の構築 ○65歳未満の障がい者の生活支援サービス利用への体制構築	地域福祉課
		○高齢者の生活支援体制の構築、コーディネート機能の構築	高齢者福祉課
		○ひとり親支援制度の周知	子ども家庭課

②様々な課題を抱える人への支援

【社協】

No.	取組内容	主な事業
45	居宅介護支援事業・訪問介護事業・訪問入浴介護事業・通所介護事業等のサービス提供を通じて、高齢者の生活支援を行います。	○介護保険サービス事業の充実及び活用の促進
46	居宅介護事業・移動支援事業等のサービス提供を通じて、障がい者の生活支援を行います。	○障害福祉サービス事業の充実及び活用の促進
47	生活に困窮している方に対して、包括的な相談支援を実施し自立の助長を図ります。	○自立相談支援相談の実施 ○障がい者の就労支援、福祉就労支援 ○住宅確保
48	低所得世帯等へ生活福祉資金（県社協）や生活つなぎ資金（市社協）の貸付により、経済的自立支援を行います。また、相談者のニーズに合った支援をします。	○生活福祉資金等貸付相談の実施

【市】

No.	取組内容	主な事業	担当課
49	ヤングケアラー、ダブルケアラーについて、早期発見・早期支援できる体制づくりを進めます。	○学校との連携	学校教育課
		○地域住民、民生委員児童委員と連携	地域福祉課 子ども家庭課
50	経済的に厳しい子どもがいる家庭や、ひとり親家庭などの支援を行います。	○ひとり親家庭への経済的支援、就業促進などの実施	子ども家庭課
		○学校との連携	学校教育課
		○生活困窮者自立相談支援でのサポート	地域福祉課
51	「湖西市自殺対策計画」を踏まえ、関係機関と連携し、自殺対策を推進します。	○ゲートキーパー養成講座 ○保健推進委員により心の健康づくりを実施	健康増進課
52	ひきこもりや不登校の人、その家族への支援のための体制整備を検討します。	○学校との連携	学校教育課
		○地域住民、民生委員児童委員との連携	子ども家庭課
		○アウトリーチ型の支援体制の整備	地域福祉課
53	高齢者、低所得者、子育て世帯、障がい者、被災者等の住宅確保要配慮者に対し、住宅確保の環境の整備を検討します。	○市営住宅の高齢者、障がい者等の入居条件緩和と周知	建築住宅課
54	障がい者相談支援センター、子育て包括支援センター、地域包括支援センター、生活困窮者自立支援事業所において、利用支援や相談体制を充実します。	○地域包括支援センター事業の充実	高齢者福祉課
		○障がい者相談支援センター事業、生活困窮者自立支援事業の充実	地域福祉課
		○子育て包括支援センターの充実	子ども家庭課
55	高齢者や障がい者等が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービス等、分野横断的なサービスを整備します。	○介護と障がいサービスの一体的実施の検討	地域福祉課 高齢者福祉課

(2) 権利擁護の推進（成年後見制度利用促進計画含）

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、お金や財産の管理、福祉サービスなどの利用に際して一人での判断や意思決定が難しい人が増加傾向にあります。成年後見制度はこのような人を支援するための制度です。

国において、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成 28 年 5 月に施行され、市町村は、国が定める成年後見制度利用促進基本計画を勘案して成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な市町村計画を定めるよう努めることとされました。

本市ではこれを受け、「成年後見制度利用促進計画」と地域福祉計画を一体的に策定します。

●現状と課題

- アンケート調査では、成年後見制度の認知度は半数を超えており、今後、成年後見制度を利用したい人が約 2 割となっています。
- 本市の成年後見制度の市長申し立て件数は、平成 23 年度以降 0 件から 3 件の間で増減を繰り返しながら推移しています。
- 成年後見制度利用について、法人後見受任体制を整備し、受任を開始しています。成年後見制度、権利擁護についての周知が必要です。

●施策の方向性

- 権利擁護に関する相談支援や、成年後見制度の周知を行い、市民への理解促進を図ります。
- 関係機関と連携し、利用しやすい制度や体制の整備を進めます。

●具体的な取組

【市民・地域の取組】

- 住民一人ひとりが人権意識をもち、思いやりの心で人と接しましょう。
- 成年後見制度について理解を深め、必要に応じて利用できるようにしましょう。
- 判断能力が十分でない人のことで困っている家庭があったら、相談を勧めましょう。

【市・社協の取組】

①成年後見制度の利用促進(成年後見制度利用促進計画)

【市】

No.	取組内容	主な事業	担当課
56	地域連携ネットワークを運営し、権利擁護の充実を図るため、中核機関が担う役割を強化します。	○地域連携ネットワークの構築・運営と中核機関の機能充実	高齢者福祉課
57	成年後見制度の認知度の向上のため、制度内容や利用方法についての周知啓発を行います。	○市民向け成年後見人の講演会の開催や市内巡回相談の実施 ○パンフレット等での周知、広報やウェブサイトでの啓発	高齢者福祉課
		○成年後見制度や日常生活支援事業等に関する研修会や説明会の開催	地域福祉課
58	相談内容によって、関係機関等と連携し、適切な支援につなげます。	○地域包括支援センターでの相談対応 ○地域連携ネットワークの活用	高齢者福祉課
59	成年後見人を利用したい人と成年後見人候補者のマッチングや、市民後見人の担い手の育成・活動支援を行います。	○地域連携ネットワークの活用 ○市民後見人候補者への研修会の実施	高齢者福祉課
60	市民後見人や成年後見人が活動しやすいよう、関係機関や、専門職、事業所等と連携し、コーディネートや助言等の支援を行います。	○障害者相談支援事業所との連携	地域福祉課
61	親族、地域関係者、後見人が「チーム」となり、本人の状況に応じて困り事などに対応する仕組みを構築します。	○関係機関からの情報提供を受けコア会議を開催	地域福祉課
		○地域連携ネットワークの構築	高齢者福祉課
62	成年後見制度の利用に関する経費や後見人等の報酬助成を行います。	○市長申立て・報酬助成の実施	地域福祉課
		○報酬助成の実施	高齢者福祉課

②権利擁護等に関する事業の推進

【社協】

No.	取組内容	主な事業
63	判断能力が十分でない方が地域において自立した生活が送れるよう、日常生活自立支援事業の推進を行います。	○福祉サービスの利用援助 ○日常的な金銭管理や書類等の預かり保管

【市】

No.	取組内容	主な事業	担当課
64	社協や福祉サービス提供事業所と連携し、サービス利用者が不利益を被らないように、支援を行います。	○本人、家族への権利擁護に関する知識の普及、支援機関との学習会、情報交換の実施	地域福祉課
65	警察や関係機関等と連携し、高齢者や障がい者、子ども等への虐待の未然防止・早期発見に努めます。	○湖西市要保護児童対策地域協議会における情報交換	子ども家庭課
		○障害者施設、計画相談事業所による見守り、情報提供、相談対応	地域福祉課
		○高齢者虐待防止に関する迅速な対応やネットワークづくり	高齢者福祉課

(3) 再犯防止の推進（地方再犯防止推進計画）

「再犯の防止等の推進に関する法律」が平成 28 年 12 月に施行されました。県及び市町村において、「地方再犯防止推進計画」の策定に努めることが規定されています。これを受け、本市においては、「地方再犯防止計画」と地域福祉計画を一体的に策定します。

●現状と課題

- 本市では「社会を明るくする運動」や「再発防止月間」等の再犯防止の推進、保護司や更生保護女性会への支援に取り組んでいます。今後も支援を継続するとともに、活動の理解促進を図る必要があります。
- 全国で刑法犯罪認知件数は減少傾向にありますが、検挙者に占める再犯数は上昇し続けています。犯罪や非行を行った人の中には、疾病、厳しい生育環境など、様々な生きづらさを抱え、生活困窮に陥り、再犯に至る人もいます。こうした人を地域で孤立させずに、再び受け入れられる社会にするため、地域住民一人ひとりが理解を深めるとともに、支援体制を構築することが求められます。
- アンケート調査では、再犯防止に関する取組について、「内容も言葉も知っている」人は 1 割未満となっており、再犯防止について一層の広報・啓発活動が必要です。

●施策の方向性

- 犯罪を行った人の立ち直りを支援する体制を構築するとともに、住民への理解促進のための広報啓発活動を推進します。

●具体的な取組

【市民・地域の取組】

- 更生保護に関する講演会等に参加し、理解を深めましょう。
- 更生保護女性会等のボランティア活動に参加してみましょう。
- 住民一人ひとりが人権意識を持ち、思いやりの心で人と接しましょう。

【市・社協の取組】

①再犯防止に向けた支援と体制構築

【市】

No.	取組内容	主な事業	担当課
66	再犯防止に関する広報・啓発活動を行います。	○社会を明るくする運動の推進	地域福祉課
67	保護司や更生保護女性会等のボランティアの活動を支援します。	○保護司会、更生保護女性会への財政的支援、更生保護サポートセンターの会場使用料減免	地域福祉課
68	就労及び住宅等の確保の支援をします。	○生活困窮者自立相談支援の実施	地域福祉課
		○住宅セーフティネット制度に基づく、静岡県居住支援協議会を通じた住宅等の確保の支援	建築住宅課

(4) 安心して暮らせる環境の整備

誰もが住み慣れた地域で、自分らしく生活するためには、安心・安全な生活環境の整備が重要となります。近年、大規模地震等をはじめとする自然災害の発生等や、振り込め詐欺等の高齢者等を対象とした犯罪の増加等、日頃からの備えや地域における防犯・防災の意識の醸成が重要となってきます。

●現状と課題

○アンケート調査において、地震や台風などで避難するときに、地域の手助けが必要な人は1割強で、特に70歳以上の高齢者で2割台となっています。そのうち避難所等へ行くことを手伝ってくれる人が「いない」「わからない」人が半数程度となっています。また、自分で避難することが難しい人への対応として、「助けを求められたら、手助けできると思う」人が最も多くなっています。日頃から見守り・支え合いの体制づくりを行うことが大切です。

○本市では、令和4年4月より「湖西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を導入しました。性別等に関わらず、お互いを人生のパートナーとして日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係にあることを市に届け出ることができる制度です。また、その同居の子どもがいる場合に、併せて届け出ることができます。制度の周知を通して、多様な性の在り方についての理解の促進が重要です。

○本市の外国人市民は増加傾向にあります。外国人市民と日本人市民が文化や日常生活の習慣を相互に理解するため、交流の促進が必要です。

●施策の方向性

- 防犯・防災活動の推進やユニバーサルデザインのまちづくりを推進することで、安心して暮らせる環境を整備していきます。
- 誰もが多様性を認め、尊重し合いながら、いきいきと活躍できるまちづくりを進めます。

●具体的な取組

【市民・地域の取組】

- 避難場所や経路の確認、防災用品の準備など、災害時には自分で自分の身を守るようにしましょう。
- 地域の防災訓練に積極的に参加しましょう。
- 地域の支援者として、身近に住む避難行動要支援者を支援しましょう。
- 個別支援台帳を活用した見守りなどの地域活動を行いましょう。
- お互いの違いを認め合い、理解し、尊重しましょう。

【市・社協の取組】

①防犯活動の推進

【市】

No.	取組内容	主な事業	担当課
69	見守り活動等の地域における防犯活動につながる活動を支援するとともに、活動内容のPRを行います。	○青色防犯パトロール活動の支援	危機管理課
70	関係機関等と連携し、防犯に関する情報提供を積極的に行い、地域の防犯意識を高めます。	○青少年補導員によるパトロールの実施	スポーツ・生涯学習課
		○警察・防犯協会等と連携した、キャンペーンや青色防犯パトロール等の実施	危機管理課

②防災活動の推進

【社協】

No.	取組内容	主な事業
71	災害ボランティアセンターの運営に協力していただけのコーディネーターの養成を行います。	○災害ボランティアの周知 ○災害ボランティアの養成講座の実施
72	災害ボランティアセンター立ち上げ訓練等を通じ、円滑なボランティアセンターの運営を推進します。	○災害ボランティアセンター運営マニュアルの検証・更新 ○災害関係団体との連携
73	災害ボランティアグループ等と連携を図り、活動支援や情報交換に努めます。	○災害ボランティア団体等の関係機関との連絡会の開催

【市】

No.	取組内容	主な事業	担当課
74	避難行動要支援者名簿の整備を行い、自主防災会や民生委員等と情報共有を行い、災害時・緊急時に迅速な対応が行える体制を整備します。	○個別避難計画の作成の推進	地域福祉課 危機管理課
75	指定避難所における福祉避難スペースの設置を推進します。	○各避難所運営マニュアルへの福祉避難スペース設置の記載を推進	地域福祉課 危機管理課
76	ハザードマップ等を活用した防災に関する学習機会を充実させ、地域における防災意識を高めます。	○防災に関する出前講座の実施	危機管理課

③ユニバーサルデザインのまちづくり

【市】

No.	取組内容	主な事業	担当課
77	公共施設のユニバーサルデザイン化を推進し、既存の施設に関しては緊急性の高いものから改修を行います。	○公共施設のユニバーサルデザイン化	文化観光課 資産経営課 新居支所 スポーツ・生涯学習課
78	歩道の段差解消、歩道幅員の確保等、誰もが安全に通行できる道路環境の整備に努めます。	○歩道の整備	土木課
79	あらゆる立場の人が利用しやすいよう、ユニバーサルデザインを意識した情報提供に努めます。	○ユニバーサルフォント・カラーを使用した発行物の作成	秘書広報課
		○多言語、やさしい日本語による発行物の作成	市民課

④多様性を受け入れられる意識づくり

【市】

No.	取組内容	主な事業	担当課
80	お互いの文化を理解するための交流機会の創出や地域行事への参画を促進することで、共に地域で生活するという意識を高めます。	○外国人市民と日本人市民との交流機会の創出	市民課
81	LGBTQ+などの性的少数者の生きづらさに繋がる偏見や差別を解消し、知識や理解の浸透を図るため、人権尊重や性の多様性に関する取組の推進をします。	○男女共同参画推進計画に基づいた性の多様性に関する広報啓発・学習機会の提供 ○パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の周知	市民課